

令和5年第4回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和5年12月13日（水）			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 （ 開 議 ）	12月13日 午前9時00分宣告（第2日）			
応 招 議 員	1 番	多 田 陽 子	2 番	山 岸 美 登 利
	3 番	志 治 市 義	4 番	石 原 裕 介
	5 番	飯 田 雅 広	6 番	板 倉 浩 幸
	7 番	三 浦 知 将	8 番	吉 田 正 昭
	9 番	加 藤 裕 子	10 番	富 田 さ と み
	11 番	伊 藤 俊 一	12 番	水 野 智 見
	13 番	安 藤 洋 一	14 番	佐 藤 茂
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	常 特 別 勤 職	町 長	横江 淳一	副 町 長	加藤 正人
	政 推 進 策 室	室 長	小島 昌己	政 策 推 進 課 長	丹羽 修治
		ふるさと 振興課長	太田 圭介		
	総 務 部	部 長	鈴木 敬	次 長 兼 税 務 課 長	鈴木 孝治
		総務課長	藤下 真人		
	民 生 部	部 長	不破 生美	住 民 課 長	戸谷 政司
		保 険 医 療 課 長	後藤 雅幸	健 康 推 進 課 長	小澤 有加
		子 ど も 課 長	飯田 陽亮		
	産 建 設 業 部	部 長	肥尾建一郎	土 木 農 政 課 長	東方 俊樹
	上下水道部	部 長	伊藤 和光		
消 防 本 部	消 防 長	高塚 克己			
教 育 委 員 会 事 務 局	教 育 長	服部 英生	次 長 兼 教 育 課 長	舘林 久美	
	生 涯 学 習 課 長	佐々木淑江			
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議 事 会 局	局 長	萩野 み代	書 記	荒木 慎介
議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

日程第1 一般質問

番号	質問者	質問事項	
1	安藤 洋一	①じいじの孫育てに支援・指導を求む……………	39
		②町財政の現状と課題及び歳入確保方策を問う……………	50
2	飯田 雅広	生涯学習の体系的な取り組みを……………	62
3	富田 さとみ	お散歩バス 乗りませんか?……………	74
4	板倉 浩幸	①安心できる国民健康保険のために……………	81
		②自衛隊への名簿提供について……………	93
5	志治 市義	町の文化施策推進の状況について……………	105
6	加藤 裕子	①子どもたちの健やかな成長を願い、学校行事のありかた について……………	112
		②国籍を越えて誰もが住みやすい町となるために……………	119

○議長 水野智見君

皆さん、おはようございます。

令和5年第4回蟹江町議会定例会継続会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

議会広報編集委員長から、広報掲載用の写真撮影をしたい旨の申し出がありましたので、一般質問をされる議員の皆さんは、昼の休憩中に本会議場にて写真撮影を行いますので、ご協力をお願いします。

また、西尾張シーエーティーヴィ株式会社から、本日及び明日の撮影、放映許可願の届け出がありましたので、議会傍聴規則第4条の規定により許可いたしました。

議員の皆さんにお願いがあります。

本日、申請に基づき、出席議員へタブレットの持ち込みを許可しています。利用される議員の皆さんは、傍聴者の方々に誤解を与えない利用形態で使用していただきますようお願いいたします。

傍聴される皆様にもお願い申し上げます。

議事を円滑に進行させるため、通信機器をお持ちの方は電源をお切りいただくか、設定をマナーモードにさせていただきますようご協力をお願いします。

議場内にモニターを設置させていただいております。議場内の方はもとより、自宅にてケーブルテレビにより議会を傍聴される方々にも、質問時に提示される資料などをできるだけ分かりやすくご覧いただけるようにいたしました。

本日の一般質問の際の参考資料として、安藤洋一君、富田さとみさん、多田陽子さん、三浦知将君から提出されたものがあります。議員へのタブレット配信及び理事者の皆様へモニターにお示ししながら本日質問されますのでよろしく願いいたします。また、理事者の皆様にも積極的に機器を活用していただき、より開かれた議会を目指していただきますようお願いいたします。

一般質問される議員の皆さん、答弁される理事者の皆様に、議長と広報編集委員長からお願いたします。

一般質問を行った後、議場で読み上げた質問書及び答弁書の原稿の写しを事務局へご提出いただき、広報及び会議録の作成にご協力いただきますようお願いいたします。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程第1 「一般質問」。

順次発言を許可いたします。

質問1番 安藤洋一君の1問目、「じいじの孫育てに支援・指導を求む」を許可いたします。

安藤洋一君、質問席へお着きください。

○13番 安藤洋一君

13番 新風 安藤洋一でございます。

議長の許可をいただきましたので、通告書に従いまして、「じいじの孫育てに支援・指導を求む」と題しまして質問をさせていただきます。

なお、先ほど議長からもありましたが、参考資料をタブレットに掲載しておりますので参照をお願いいたします。

なお、このタイトルの「じいじ」ですけれども、別にふざけているわけではなくて、実際、私がそう呼ばれていますのでそういうふうになりました。

さて、私ごとで恐縮ですが、子育てから随分遠ざかっており、もともと不得意な分野ですので、間違いや認識不足がありましたらご指摘をお願いいたします。

ただ、自分自身が、今現在、孫育ての真ただ中におり、自分が経験したこと、感じたことを中心に質問をさせていただきますので、ご答弁のほどよろしくをお願いいたします。

質問1、孫育てに対する指導についてお伺いいたします。

今、画像の資料があります。これは、千葉県習志野市のこういったものをちょっとお借りしてみました。

共働き世帯が増加している今、祖父母による孫育てについての支援・指導を記したガイドブックを作れないでしょうか。つまり、何をしてあげればよいのか、何をしてはいけないのかを分かりやすくガイドしてほしいと思います。

過去の自分たち世代の子育てで経験してきたことと、現在、現代の育児方法の違いや認識の違いを知りたいと思います。

自分が感じた具体例では、自分の子育て時は、子どもをベビーパウダーで全身真っ白にしていたんですが、今はどうやら違うらしい。

また、その頃は、抱き癖がつくからなるべく抱くなと言われていたんですが、それも今は違うらしい。

子育て世代との摩擦を避けながら、子育てを支援できる知識が必要と思うのですが、いかがお考えでしょうか。

よくしたもんで、これネットで調べると、やはりちゃんとそういうものが、欲しいとか必要だとかという考えるところはあるんですね。これは実際、このモニターに示しておる習志野市の子育ての心得というもので、いろいろなことが書いてあります。やはりこの、抱き癖、抱っこですね。今は、信頼関係を築く第一歩で、抱き癖は気にせず抱っこしてあげるとか、こういうちょっとしたアドバイス、そういったものが載っています。

では、そういう資料があるんだったらそれを見ればいいのではないのというような声も聞かれるかもしれませんが、そこには地域の特性や、現場で聞き取った生の声を反映さ

せなければ、実際に役立つのは難しいのではないかと思います。ご答弁をお願いいたします。

○子ども課長 飯田陽亮君

ただいま安藤議員からご質問のありました、孫育てに関するガイドブックの作成等についてお答えいたします。

共働き夫婦に代わり祖父母が育児を担う機会が増えている中、現在主流の育児方法や世代間の意識の違いについて、祖父母世代の理解を図ることは重要であると思います。

ただ、祖父母の孫に対する関わり方や考え方については、地域や各家庭により差がありますので、現在のところ、蟹江町としてすぐにガイドブックを作成する予定はありませんが、今後、作成している市町村を参考にしていきたいと思います。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

ありがとうございます。

予定はないということなんですけれども、本当に、今忙しい子育て世代を支援するためにも、やはりちょっとでも手伝いたいな、助けたいなという気持ちはあるとは思うんですね。どちらのおじいちゃん、おばあちゃんでも。やはり、そういった方のためにも、現代どうなっておるんだという知識はあったほうが良いと思いますので、できるだけそういうことを作っていただければいいなと思います。

単独で難しければ、この地域、周辺地域の市町とかと共同で歩調を合わせてそういったものを作成してみませんかとかいう声をかけていただいて一緒になって作るとかいろいろな方法あると思いますので、またちょっと工夫をお願いしたいなと思います。

それでは、質問の2番目、孫育てに対する支援についてお伺いします。

子育て世代・世帯にも、それぞれの家庭に様々な状況があると思われます。昔ながらの大家族ならともかく、核家族化状況の中で、父親の単身赴任やシングルマザー、母親の体調不良などなど、1軒1軒にそれぞれの事情があろうかと思われます。

そんな様々な状況の中で、祖父母がある子育て世帯にとって、その祖父母は重要な子育ての支援者であり、担い手として注目されています。

しかし、その祖父母は、当然のことながら高齢者が多いのもまた事実であります。過度な負荷・負担がかかれば壊れてしまいます。

よって、ある程度保育所を頼りにしたいと思います。

また、一方で、祖父母と子育て世帯の住まう自治体が違うことも、これもまた普通にあることと思われます。

そこで質問です。

日本全国どこに行っても、面倒な手続きなしに、小難しい条件なしに、普通に保育が受け

られる、そんな、日本国民として平等な子育て環境が実現できないものでしょうか。じいじの立場としては、単純にそう考えてしまいます。そして、これが少子化対策の第一歩ではないかと考えますがいかがお考えでしょうか。

なお、この質問内容は、地方自治体レベルでは何ともしがたい問題なので答弁のしようがない場合、これちょっと無理ですという場合はそれでも構いません。ただ、現実にもう願っている国民がいる、困っている人間がいることだけは認識していただいて、機会があれば国に提案していただきたいと思います。

また、モニターも見ていただきたいと思いますが、この質問を考えている頃に、ちょうど子ども家庭庁が「こども誰でも通園制度」の創設に向け、モデル事業を実施中という記事を見ました。このタイトルだけ見て、まさしく、ああこれだなと思いましたがけれども、実のところ、内容がちょっと難しくて分かりませんので、どのような制度を目指しているのか、併せて教えていただきたいと思います。

○子ども課長 飯田陽亮君

質問のありました、全国で利用可能な保育サービスの実現等についてお答えいたします。

保育サービスの利用に当たりましては、住所地である自治体に入所の申請を行い、原則、その自治体内にある保育所を利用していただくことになります。

蟹江町では、職場があるほかの自治体や里帰り先の自治体の保育所を利用することも可能ではありますが、その場合は、受け入れ先の施設に空きがあり、両自治体間で広域利用に係る協議を行う必要があります。

したがって、現在の制度の下では、手続きなしで全国どこの自治体でも保育サービスを受けることはできない状況でございます。

「こども誰でも通園制度」につきましては、今年度、全国でモデル事業を実施するとともに、「こども誰でも通園制度」の本格実施を見据えた試行的事業の在り方に関する検討会を開催し、検討がされているところでございます。制度設計につきましては、今後、分科会等において議論が行われ決定していくものと思われませんが、現在の案として示されているものとしましては、次のとおりでございます。

事業の目的は、「全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化する」というものです。

ゼロ歳6カ月から2歳の未就園児を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位等で利用できる通園の仕組みとなります。

利用できる施設は、現在のところ保育所、幼稚園、認定こども園等で、市町村が指定した施設とされています。

蟹江町の保育所におきましても、特に保育士不足は深刻な問題としてありますので、その

ような中で、この「こども誰でも通園制度」の準備をどうやって進めていくべきか、今後も国の動きを注視していきたいと思っております。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

どうもありがとうございます。

なかなか全国というと本当にすんなりとは行かないと思うんですけども、この「こども誰でも通園制度」のほうを見て、本当に、ああ、これができればいいんではないかなというのは思ったんですね。ただ、その、今おっしゃった全ての子ども、子育て家庭にというサービスが提供できるようになれば、本当に、今の問題の大部分が解決できるのではないかなという、虐待とかそういうものも減ってくるのではないかなと思っておりますので、これには注目していきたいなと思っております。

全国が無理であるならば、皆、県民税を払っていると思います。そういったところからでも、県内どこへ行っても平等な保育サービスを受用できるようにはならないものでしょうか。あるいは、せめて祖父母の住民票のある自治体では、孫に対して分け隔てなく保育サービスを受け入れられるような体制は取れないものでしょうか、お伺いいたします。

○子ども課長 飯田陽亮君

全国が無理なら県内のどこでも保育サービスを受けることができないかというご質問でございますけれども、現在は、愛知県内という形であっても、また祖父母の住民票がある自治体限定であっても保育所の広域的な利用に係る運用は全国と同じになります。

保育所以外では、里帰り等で祖父母の家に滞在している期間について、祖父母の申請によりファミリーサポートセンターを利用することが可能ですし、子育てに関する相談や、交流の場である子育て支援センターは祖父母の方でもご利用いただけますので、ぜひそのような事業、施設の利用をご検討いただけたらと思います。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

ありがとうございました。

難しいということですが、そういったファミリーサポートセンターとかそういう具体的なことになってくると、なかなか、じいじ、ばあばだとそういう知識もないし、どうしたらいいんだろうなとか、保護者、お母さんの知識内でしか動けないというところが実際にあるんで、そういったところの情報発信も兼ねて先ほどのそういうガイドブックみたいなものがあると、ばらばらとめくっていくとその中に、そういったファミサポみたいなもの出てくるといったような、情報の楽な取得ができる可能性がありますので、そういったところからもぜひ、ガイドブックなり何なりそういったものをお願いしたいなと思っております。

次の質問3ですね。

祖父母に子育ての支援を求めなければならない子育て世代の現状についてお伺いします。

この画像のほうは、これは蟹江町のホームページですね。保育所入所申請のところのホームページ出しております。

2016年（平成28年）4月に女性活躍推進法が制定され、女性に対する社会の期待度はますます高まっており、また、既に重要な地位を担っている方も大勢おられます。つまり忙しい。

一方で、保育所の入所申請手続きについては、これまた私は経験したことがないので詳しいことは分かりませんが、非常に手間と暇がかかるように思いますが、実際のところはいかがなんでしょうか。

例えば、今年度の受け付けが11月6日から10日ですね。そして、この中の平日、これ平日ですね、6日から10日というのは平日です。その中の午前9時から午後5時までのようでした。

それに対して申請書の配布が11月1日からということで、非常に準備期間が短く、受け付けについても平日の9時から5時までと、働く女性にとっては過酷な設定となっているようです。申請者が、もしもインフルエンザ等急に病気にかかったときなどは、もはや絶望的だと思います。

さらに、もっと過酷と思えるのは、第2子以降を出産した保護者が育休を取得した場合の対応です。じいじ、ばあばの2人がかりで1人の乳児の面倒を見るのも実際に大変で、世間の母親を尊敬しているのが実感としてありますが、育休を取得した場合、上の子が3歳未満児クラスの場合は、保育所を退所しなければならないというのはいかがなものでしょうか。よほど、育児休暇を取得した保護者はのんびりと楽をしていると見られているのかと思える対応となっています。

逆に、余裕を持ってゆったりと乳児の子育てに専念することはいけないことなのかと思える対応ぶりです。

記憶は定かではないのですが、たしか国会で、その育休の間に勉強をしたり趣味をしたりすることを推奨した国会議員もおられたと記憶していますが、それとも整合しないと思われます。

また、そもそもそんな暇がどこにあるのかという声も聞かれますが、そのあたりはいかががお考えでしょうか。

○子ども課長 飯田陽亮君

質問のありました保育所の入所申込期間等についてお答えいたします。

保育所の申込期間につきましては、申込み終了後、人数の集計、受け入れのための職員の配置や人数の調整、保護者の就労状況の確認等を限られた期間内で行う必要があることから、現在は5日間という期間を設定させていただいております。

なお、申し込みに係る利便性を考えまして、各保育所に子ども課の職員を派遣し、朝の送

りの時間及び勤務終了後にも申し込みができるよう、役場の受付終了時間より長い時間で受け付けのほうをしております。申込書の配布時期につきましては、もう少し早くできるよう、来年度に向けて検討させていただきます。

育児休業を取得した場合の対応につきましては、現在、3歳未満児クラスの児童は、産後休暇後に退所となります。保育所が、就労等により保護者が保育をできない家庭のために設けられた施設であること、さらに、特に乳児につきましては、受け入れ可能人数に対する需要が高いため、できる限り共働き家庭等の日中保育がどうしてもできない家庭を優先的に受け入れる必要があることから、現在このようにお願いしているところでございます。

来年度からは、リフレッシュ目的での一時保育の利用も可能とする予定でございますので、そういった事業の活用もご検討いただけたらと思います。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

ありがとうございます。

申請書の配布時期を早くしていただけるだけでも、やはり少しは助かるかなと思います。ほんの少しですけれども。やはり期間が短い、それで、もうその間に平日しかないとかというのは本当に大変なことになりますので、何とぞそういった時間を、申請時間、それから最初の申請書の配布時間、そういったものも余裕を持っていただきたいと思っております。

本当に、見ておって、時間がない、忙しい、暇がない、本当に大変なんですね、お母さんは。子育てのお母さんは。ですので、そここのところをしっかりと配慮していただきたいなと思っております。

次に、質問の4、蟹江町産後ケア事業についてお伺いします。

画面は、蟹江町の産後ケア事業のチラシですね、に当たります。

祖父母が面倒を見ている間に仕事をしたり心身をリフレッシュしたり、産前産後の病気の治療をすることは保護者にとって非常に重要であり、そういう環境は願ってもないものであろうと思われま。

一方、そういう環境にない孤立した子育て世帯にとってのよりどころとして始まったのではないかと思われる、少なくとも私はそう思っておりますけれども、産後ケア事業についてお伺いいたします。

蟹江町の産後ケア事業は6泊7日までの宿泊型ケア事業となっておりますが、ちょっと制限が多すぎるような気がします。事前に相談し、必要と判断した後に申請書に記入するとあります。利用者にとっては、ほかに頼るところがないから、せっぱ詰まってここを頼ろうとする最後の頼みの綱ではないのでしょうか。一刻の猶予もないから相談に来たと思われるのですが、いかがお考えでしょうか。

議会報告会の総務民生常任委員会意見交換会においても、参加された町民の複数の女性か

ら、産後ケア事業はかなり限定的で使えないなど厳しい意見が聞かれました。特に、出産時利用者のみが対象の産院がほとんどという状況は、利用者にとってほぼ絶望的と言えます。また、蟹江町内に産院がないのも致命的ですが、これもどうすることもできないと思われま

す。つまり、個人病院では、おのずと限界があるのも致し方ないことと思われま

す。そこで提案ですが、近隣の総合病院に対応をお願いすることはできないでしょうか。お願い

いたします。

○健康推進課長 小澤有加君
ご質問の産後ケア事業についてお答えさせていただきます。
蟹江町の産後ケアは、妊娠・出産・産後の子育て家庭への支援の一環として実施をしております。母子健康手帳の交付から伴走型支援として相談支援を重ね、子育て家庭の状況把握に努めております。

ご相談をいただいた場合には、緊急性について判断し、必要なサービスや支援につなぐこととなります。

その一つであります産後ケアにつきましては、ご家族や医療機関から情報収集をし、そのご家庭の課題をアセスメントし、受け皿の体制があれば即時の利用に結びつけております。今後も、迅速に対応できるよう体制整備に努めてまいります。

産後ケア事業の実施条件として、助産師などの専門職の配置や24時間体制の確保が必要とされており、人材確保や医療機関などの受け皿の確保が大きな課題となっております。現状といたしましては、周りのサポートが得られない、育児不安が強い、産後の体調への影響が心配など、必要な方に必要なタイミングでサービスが提供できるよう調整を図り実施しております。

ご提案いただきました、総合病院など整った体制確保が見込まれる医療機関は、産後ケアサービスの非常に重要な受け皿として認識しており、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

ありがとうございます。

やはり迅速な対応というのは必要だと思うんですね。やはり、子どもさんと2人きりになって部屋の中でずっとおって、そこで行き詰まってしまう。それで悲しい出来事・事件が発生してしまうとかというのも実際にありますので、やはり、相談しやすい施設、そして迅速な対応というのが非常に重要かと思えます。ぜひともよろしく願いいたします。

もう一つこれ、朝日新聞の記事で見たんですけれども、全国の自治体を見ても受け入れのための細かい制限を撤廃する動きが出始めているというようですね。今のところ、この蟹江町のところで、いろいろ審査してどうのこうのとかというのはあるんですけれども、全国的な広がりではもう細かい制限なし、条件なしというのが増えてきているそうであります。

ちょっとこれは見にくいんですけども、例えば仕事ね、出張、冠婚葬祭、病気だとか育児疲れ、それからどっか、もう、ちょっと子どもを置いて自分たちだけで旅行に行きたいなとかというそういうのも、例えば3番の福岡市ですかね、こういったところは、もう全部条件撤廃。それから、神戸市だとか明石市、そういったところも条件なしで子どもさんだけ引き受けますよとかというのが少しずつ広がってきているということだそうです。

先ほどの総合病院の話に戻りますけれども、蟹江町が補助金を交付している総合病院もあるかと思われます。蟹江町の単独事業としては、経費的にも無理があるのであれば、補助金交付市町村での話し合いの場に、産後ケア事業の共同運用などを提案することはできないものでしょうか。

それからまた、蟹江町では宿泊型ですが、総務民生常任委員会で8月29日に視察を行った春日井市が実施している「さんさんルーム」という施設は、その当時、愛知県内で唯一と言われた日帰り型の妊産婦リフレッシュ施設であります。（モニター画面の資料を指し、）これですね。

利用者からは、日帰り型で気軽に利用でき、しかも、施設をはじめ専門職員も相談しやすく、全幅の信頼を寄せていると聞いております。これ、実は私の娘のことなんですけれども。娘が春日井市在住で、これを、1歳未満までなんですけれども、利用をよくさせていただいたという話で、非常にいい施設だよということで教えてもらいました。

さらに、12月8日に開催された総務民生常任委員会の中での報告で、委員が任意の聞き取り調査を行ったところ、宿泊型の産後ケアを希望する妊産婦さんはほぼゼロだったという結果も上ってきております。

それらを踏まえて、当蟹江町においても、こういったところから充実させていくべきだと考えますし、いろいろな他方面の情報をもう一遍収集して洗い直して、どういった施設、対応がいいのかというのを考え直すべきかと思いますが、この点についてはいかががお考えでしょうか。

○健康推進課長 小澤有加君

ご質問のありました産後ケアの今後についてお答えをさせていただきます。

近隣市町村等との共同運用につきましては、産後ケアを希望する全ての方に提供できる体制を整えるための一つの方法として、今後、近隣自治体の動向を注視し、検討してまいりたいと考えております。

この産後ケア事業は、国としても令和5年6月に「こども未来戦略方針」として、産後ケアを加速化プランに位置づけております。

先ほども議員からご提案ありました宿泊型・日帰りのデイサービス・自宅に伺うアウトリーチ型と区分をされております。

蟹江町といたしましても、令和3年に事業を開始いたしましたが、先ほどの区分も含めて、

多様な受け皿の確保や対象者の拡充につきまして課題であることを認識しておるところでございます。

国としても、より具体的に、まさに今検討を重ねられ、方針が続々と示されているところでございます。こうした動向を注視し、今後も、妊娠期からの切れ目ない支援に取り組み、親になる支援、子育て家庭の負担軽減につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

どうもありがとうございます。

本当に手厚い支援をお願いしたいと思います。

ただ、近隣市町村の動向を注視しただけだとなかなか誰も言い出さないなというような状況もあるかもしれませんので、ぜひとも言い出しっぺになっていただけるといいかなと思っております。

それでは、質問5、散歩道としての日光川ウォーターパークについて質問をさせていただきます。

これまた個人的な話なんですけど、ベビーカーを押しての散歩に佐屋川創郷公園からサンサンブリッジを渡って日光川ウォーターパークのコースをよく利用しています。今現在、日光川ウォーターパークへの段差のない連絡路は、北側の駐車場進入路しかありません。（モニター画面の資料を指し、）この駐車場に入るここだけですね。

南に、仮設の階段連絡路が設置されていますが、足腰に不安のない徒歩の人しか利用できない状態です。今の状態は、ベビーカーをはじめ足の不自由な方や車椅子の方、電動シニアカーは利用できず、非常に便利が悪い状態となっています。南からの利用者は、行きも帰りも遠回りを求められます。急な用事や体調の変化のときには大変な苦痛となります。

配置図や現地を見てみますと、大膳排水機場の工事のための一時的な閉鎖と見られますが、南側の連絡通路は今後どうなるのでしょうか。復旧されるとすると時期はいつ頃になるのでしょうか。また、復旧されるなら、ぜひとも、ベビーカーやシニアカーなどが楽に通行できるような、なだらかなスロープの通路での復旧をお願いしたいと思いますが、今後の予定をお伺いします。

○土木農政課長 東方俊樹君

では、大膳排水機場南側の連絡通路の今後についてお答えをさせていただきます。

平成29年度から、県営事業としまして大膳排水機場整備工事が今施工されておるところでございます。令和6年7月末に事業完了予定と県から確認を取っております。

事業完了の際は、大膳排水機場周辺に以前もありました日光川ウォーターパークまでの町道が、従前と同じルートで復旧することとなっております。また、現在設置されております仮設の階段連絡路は撤去となります。

今後、復旧後の道路につきましては、議員のご要望にありますように、バリアフリーに配慮した道路構造となるように、改めて愛知県に対し要望していく予定でございます。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

ありがとうございます。

本当に、バリアフリーで、どんな状況でも楽に通行できるようになるとありがたいです。

それについての関連の質問なんですけれども、温泉通りの歩道の不具合について、これはもう何度も質問をさせていただいておりますけれども、今回また改めて、ベビーカーを押すようになって、改めてそのひどさを再認識させられました。よほどゆっくり動かさないと、中に座らされた子どもは飛び跳ねているようで、首はもうぐらぐら揺れておりました。揺さぶられ症候群を診断されそうな状態であります。

何度も要望しておりますが、ベビーカーをはじめ車椅子やシニアカーのスムーズな通行のためにも早急な改善をお願いします。これについてはいかががお考えでしょうか、見解をお願いいたします。

○土木農政課長 東方俊樹君

では、温泉通りの歩道についてのお答えをさせていただきます。

温泉通り線の歩道につきましては、不具合のある部分につきまして、町内会からの要望もいただきながら、予算の範囲内で、できるところから修繕を行っているところでございます。

また、現在、温泉通り付近で下水道事業が実施されておりまして、その復旧の際には、より安全に利用ができるよう抜本的な改修方法について検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

ありがとうございます。

大前提として、予算の範囲内というのはいちおう致し方ないところではありますけれども、結構、歩行者の利用が多い人通りの多いところですので、早急な改善をお願いしたいと思います。

次は要望といたします。愛知県の管轄かなと思いますのでね。

日光川の堤防についてですね。このウォーターパークまで行く日光川の堤防について、管轄は愛知県かと思えます。

日光川ウォーターパークに向かう日光川堤防道路の歩道が、現状では非常に通りづらくなっております。これが写真ですね。この通りなんです。もう雑草が覆いかぶさってきて歩道を半分以上塞いでおります。ベビーカーと自転車等のすれ違いがしにくく、雑草の少ない場所で一旦停止して道を譲り合わなければならない状態です。自転車としても、車道は車が猛スピードで走行する道路なので危険極まりなく、歩道を走行するのは自分の命を守るため

の致し方ない行為かと思われま。

よって、当面の対策としては、雑草を早急に刈り取っていただき、ベビーカーやシニアカーなどが安全にすれ違えるよう対策を取っていただくよう愛知県に要望していただきたいと思。

それでは、質問の6、これは町長にお伺いいたします。

少子化、それに伴う人口減少は、一町村の問題ではなく、日本という国の将来に関わる重大な問題と考えま。

厚生労働省が11月24日に公表した人口動態統計の速報値によりますと、今年の1月から9月に生まれた赤ちゃんの数は、前年に比べ5%減の56万9,656人とあり、少子化はさらに進んでおります。小手先の施策では、少子化は解消されないのではないのでしょうか。

議会報告会の総務民生常任委員会意見交換会における参加者の意見は、まさに、今の子育て施策に対する不安と悩みを訴えたものであり、夫婦共働き世帯では、今の施策では子育てに踏み切れないと言っておられます。

この町民の不安を国に訴え、国が本当に少子化、人口減少に危機感を抱いているのであれば、抜本的な対策を施していただけるよう町長から訴えていただきたいと思いますが、町長はいかがお考えでしょうかお聞かせ願。

○町長 横江淳一君

安藤議員の質問に、的確にはお答えはできないかも分かりませんがお答えをさせていただきますと思。

まさに少子化の真ただ中というのか、もう急降下に、このコロナ禍の中でこのような結果が出たというふうに私自身も認識をいたしております。

海部郡の町村会、そして愛知県の町村会、16町村とも、事あるごとに少子化のことについては興味があるというか、喫緊の課題でありますので、我々としては、県を通じ、国のほうにありとあらゆる要望をこれからもさせていただくつもりであります。

成人式に出ますと、我々、私も19年目になるんですけども、明らかにもう成人の数が減っているというのは安藤議員も認識してみえると思。来賓で公民館の中をのぞくと、一時のことと思うと、どうでしょう、7掛け、3割ぐらい減っているな。それが出生率にも数として表れているわけであります。

当蟹江町も例外ではありませんが、今のところ人口減少の真ただ中に蟹江町は、実はあるわけではなくて、まだ伸び代があるやに思。この政策をできるだけしっかりと伸ばしながら、最終的には、2060年には1億人を切る、9,000万人になるのではないかと予想されておりますので、ただし、合計特殊出生率が一挙に上がるとは思ってございません。国の考え方の中で異次元の少子化対策、これをしっかりと中身を我々も精査をさせていただき要望をさせていただくつもりであります。

また、安藤議員、ほかの議員の皆様方にも一緒になってまた要望に参加していただければありがたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○13番 安藤洋一君

どうもありがとうございます。

本当に、地域の声を、地方の声を、生の声をやはり届けていただきたい。今の町長は本当にうってつけ、県の代表者でもありますので、ぜひとも声を上げていただけるとありがたいなと思っております。

今月12月6日になると、政府が低所得世帯向けに実施する給付金に18歳以下の子ども1人当たり5万円を追加する方向で調整中と報道され、さらなる子育て支援の姿勢を打ち出しました。2日前ですかね、11日、2日前にも、子ども3人以上で大学無償化というようなことも記事に出ていました。どんどん矢継ぎ早に国からいろいろな子育て支援、対策、施策が打ち出されております。

しかし、国が根本的なところに目を向けた、当事者が望む子育て施策を講じられない現状と私は認識しておりますけれども、では、その中では、何かと忙しい、あるいは自治体の設定した条件に当てはまらない、いわゆる漏れた子育て世帯にとって、じいじやばあばは、ますます子育て・孫育ての担い手として注目され、期待されるものと思われま

す。当事者でないと分からないこと、理解できないことは世の中にたくさんあると思いますが、子育て、孫育てもまさしくその中の一つであろうと今実感しています。

その貴重な孫育ての担い手が壊れないよう、伸び伸びと生き生きと関われるような子育て・孫育てに優しい町政を期待して私の1問目の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 水野智見君

以上で、安藤洋一君の1問目の質問を終わります。

ここで、土木農政課長、健康推進課長、子ども課長の退席と、総務部次長兼税務課長、教育部次長兼教育課長の入場を許可いたします。

暫時休憩します。

(午前9時47分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前9時48分)

○議長 水野智見君

安藤洋一君の2問目「町財政の現状と課題及び歳入確保方策を問う」を許可いたします。

○13番 安藤洋一君

13番 新風 安藤洋一でございます。

議長の許可をいただきましたので、通告書に従い、「町財政の現状と課題及び歳入確保方策を問う」と題しまして質問をさせていただきます。

町長は、今議会初日の全員協議会の場において、都市計画税の再導入について意欲を示されました。都市計画税は、今後のまちづくりの貴重な財源にはなるものの、町民の方の負担増になるものであり、非常に大きな決断であると受け止めております。

新型コロナへの緊急的対策がほぼ終わり、町としても、まさに将来を見据えた持続可能な行財政運営を考える時期であると思われまます。町財政の現状と課題及び歳入確保方策、特に都市計画税について町のお考えをお尋ねいたします。

初めに、町財政についての現状認識をお伺いいたします。画像を見ながらお聞きください。これは町の広報誌「まちから」の11月号ですね。この中に令和4年度決算の概要が掲載されております。さきの9月議会で認定したものでありますが、それによると、一般会計、歳入総額は132億9,106万円で、前年度に比べ5.3%のマイナス、歳出総額が127億9,926万円で、前年度に比べ4.6%のマイナスとなっております。また、歳入の4割を占める町税は53億3,274万円で、前年度に比べ1.3%の増であります。

さらに、町の借金に当たる地方債残高は、一般会計、企業会計合わせて155億4,900万円。一方で、貯金に当たる基金残高は、財政調整基金をはじめ全基金合わせて46億241万円となっております。

また、地方自治体財政の財政力の強弱を端的に示す指標に財政力指数というものがあります。財政力指数は、一般的に、指数が1に近いほど税収は豊かであり、さらに、1を超えると地方交付税が交付されない不交付団体になると承知しております。

蟹江町の財政力指数は、町のホームページにも掲載されておりますが、この、今ご覧いただいております表ですね。令和2年度までの数年間は0.9から0.91で推移しておりました。このグラフですね。平成29年0.91、30年0.91、令和元年0.91、令和2年0.90、令和3年が0.87というふうに推移しています。令和3年度は、これで0.87でありました。さらに令和4年度は、まだ掲載されていなかったので町に確認したところ、0.84であるとお聞きしました。過去3カ年の平均値で表すことを勘案してみますと、指数が若干低下ぎみであるところは気になるところであります。

1問目、こうした令和4年度決算や財政力指数などを踏まえ、町として財政状況をどのように認識しておられるのかをまずお伺いします。

○総務課長 藤下真人君

それでは、ただいま安藤議員から、令和4年度決算や財政力指数などを踏まえ、町として財政状況をどのように認識しているのかというところのご質問いただきましたのでご答弁させていただきます。

コロナ前の、5年前の平成29年度と、令和4年度の決算額を比較させていただきました。

まず、歳入につきましては、令和4年度、先ほど安藤議員からもありましたが、一般会計は約133億円、平成29年度は約113億円と、比較しまして約20億円の増額となっております。その中で町税は、令和4年度、平成29年度2つとも町税は約53億円と横ばいとなっております。その中で、全体の町税に占める割合は、令和4年度は約40%、平成29年度におきましては全体の47%で、割合としては7%減少しているという状況でございます。

歳出につきましては、令和4年度、約128億円、平成29年度は約109億円と、比較しますと約19億円の増額となっております。歳出の増額の要因は、この5年間で社会保障関連経費が約8億円、教育関連経費が約4億円増加しており、総額で約19億円の増加となっております。

歳入の増加については、歳出で増加した社会保障関連経費や教育関連経費に関わる国や県の支出金が増加した結果が要因となっております。自主財源である町税は横ばいとなっております。

今後について。

町税がほぼ横ばいで推移している中、今後も社会保障経費や教育関連経費の増加が続くと見込まれているだけでなく、下水道整備やインフラ設備・公共施設の老朽化など数々の課題に直面しており、町の財政運営は非常に厳しい状況にあると認識しております。

また、財政力指数につきましては、令和3、4年度には、コロナ禍の中で、国からの地方交付税が増額され、結果的に指数が押し下げられていると分析しております。一時的なものだと考えていますが、今後の推移を注視してまいります。

以上です。

○13番 安藤洋一君

ありがとうございます。

財政力指数も過去3カ年の平均ということなので、急な変化はないと思われまので、やはり下降きみというのは、急に急回復というものなかなか望めないだろうと思いますので、しっかりと注視していきたいと思っております。

町財政の現状認識について伺いましたが、次に、それを踏まえ、財政の柱の一つである歳入確保の強化方策について伺います。

町長は、本年3月議会の施政方針において、「行財政運営事業につきましては、歳入が限られる中、福祉やまちづくりに関する経費が増大するなど、今後も一層厳しい財政状況が続くことが見込まれます。このため、歳入歳出の両面から全庁横断的な2つの検討チーム、具体的には、ふるさと納税など歳入確保の強化方策及び効率的・効果的な事務事業の推進方策の2つのチームを立ち上げ、健全で持続可能な財政運営に努めてまいります。」と述べておられます。

こうした方針の下で、現在鋭意取り組みを進めておられることと思っておりますが、2つのチー

ムのうち歳入確保の強化方策について、どのようなチームをいつ設置されたのかをお伺いいたします。

○総務課長 藤下真人君

2つのチームのうち歳入確保の強化方策について、どのようなチームをいつ設置されたのかという質問にご答弁させていただきます。

まず、今年度4月に、総務部長、総務課長、税務課長からなるコアチームにおいて、歳入項目別の現状と課題を整理しました。その結果、優先課題として、次の2つの個別チームを設置し、それぞれの課題に取り組んでいます。

1つ目は、ふるさと納税グイグイチームです。

メンバーは、政策推進課、ふるさと振興課、総務課の3課が連携して、ふるさと納税による寄附金税額控除の増加に伴う歳入の流出に対応するため、蟹江町への寄付額増加に向けた取り組みを検討・実施するチームでございます。

2つ目は、町税のあり方検討チームです。

自主財源としての町税に着目する中で、平成5年度まで18年間課税していた都市計画税について、総務課、税務課、まちづくり推進課、土木農政課、下水道課の5課が連携して調査・検討するチームでございます。

以上です。

○13番 安藤洋一君

ありがとうございます。

固定的なチームではなく、課題に応じて柔軟な体制で検討を行っていることは、これは理解できましたが、現在までの主な活動状況と、その中で何か成果に結びついたことがあれば教えてください。

○総務課長 藤下真人君

現在までの活動状況の中での成果についてご答弁させていただきます。

それでは、まず1つ目のふるさと納税グイグイチームの活動実績についてご報告させていただきます。

寄付金額増加を目指し、計4回の会議を開催いたしました。

成果に結びついた取り組みとしましては、業者訪問として29業者を訪問し、登録業者数を11社増加することができました。現在、33業者の町内の事業者様に登録をいただいております。

2つ目は、町内の事業者の皆様に対し説明会や勉強会を開催し、返礼品の登録数を80品目増加することができました。現在の登録数につきましては194品目でございます。

3つ目、新たなポータルサイトを追加することや、ワンストップ特例申請書の返信用封筒を料金後納へ変更するなど利便性の向上に努めることで、寄付件数が136件増加しました。

現在276件でございます。こちらは前年度比に比べて197.14%となっております。

以上の取り組みを実施し、令和5年度4月から9月までの寄付実績額として734万5,000円が増額しており、9月末現在で1,024万3,000円のご寄付をいただいております。前年度から353.45%となっております。

続いて、2つ目、町税のあり方検討チーム活動実績について報告させていただきます。

こちらでは、蟹江町財政の概要について、都市計画税を導入した自治体の研究、都市計画税とは何か、県内の状況、都市計画税の必要性などを調査・検討する会議を4回開催し、調査結果を取りまとめました。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

ありがとうございます。

ふるさと納税なんかに関しては、やはり持って行かれっ放しではよくないので、これからも頑張っていたきたいと思えます。

さきの9月議会において、西尾監査委員から、自主財源の確保が重要であるというコメントがあったと記憶していますが、歳入確保は今後も重要な課題であることは間違いありません。引き続き、チームの活動に期待をいたします。

さて、ただいまの歳入確保検討チームでの主な取り組み・検討項目として、ふるさと納税の寄付額増額と都市計画税が挙げられました。

ふるさと納税グイグイチームの活躍については、さきの9月議会において志治議員からも質問がありましたので、ここでは都市計画税について取り上げさせていただきます。

都市計画税については、町長が再導入の意欲を表明したところでありますが、様々な意見があるものと想定しております。

よって、今後の議論のためにも詳しくお尋ねしたいと思います。

4、まず、都市計画税とはどのような税であるのか、改めてご説明をお願いいたします。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

ただいまご質問のありました都市計画税についてお答えいたします。

都市計画税とは、地方税法第702条に規定されており、都市計画事業または土地区画整理事業に要する費用に充てるために市町村が課税する目的税です。原則として、市街化区域内にある土地及び家屋の所有者が納税義務者となります。賦課徴収は、固定資産税と合わせて行うこととなります。税率は、制限税率が0.3%となっており、大半の市町村が0.3%を採用しています。

愛知県内の状況は、54市町村中45市町が条例を制定しており、現在2町が課税停止をしておりますので、約8割に当たる43市町が都市計画税を課税しております。

なお、愛知県内において条例を制定していないのは9市町村で、都市計画区域を有しない

北設楽郡の3町村と海部地域のうち津島市を除く6市町村となります。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

ありがとうございます。

この地域に偏っているという状況ですね。

蟹江町では昭和45年3月に都市計画条例を制定し、実際には昭和51年度から課税を始めたというふうに聞いております。学戸地区が平安、錦、源氏、八幡、そして蟹江新田地区が泉、緑、旭、これらの土地区画整理事業が昭和48年度からスタートし、その後、昭和49年度からは今西、昭和55年度からは第二学戸の土地区画整理事業も始まったということで、蟹江のまちづくりを支える貴重な財源になったと想定されるものであります。

ところが、この都市計画税は、18年間課税された後、平成5年度をもって廃止されております。当時廃止された理由が分かればお教え願います。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

今、ご質問のございました、都市計画税が平成5年度をもって廃止された理由についてお答えいたします。

平成5年12月議会において、蟹江町都市計画税条例を廃止する条例が上程され、可決しました。提案理由は、市街化区域内においての都市計画事業及び土地区画整理事業の均衡性が図れないことにより廃止するものであるというものでした。

当時の議会では、提案理由について説明を求める質問があり、区画整理事業もかなり進み、ほぼ完了に近いことや、全町的に都市計画を進めるべきで、市街化区域内だけに都市計画税を課すということにおいて均衡性が保てないという内容の説明がありました。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

均衡性が保てない。ちょっとそのときの状況がよく分からんのでいかにですけども、そのとき廃止されたということで、ちょっとよく分からんですね。

都市計画税は、愛知県内の54市町村中43市町で課税がなされている一般的な税ではあるものの、一旦廃止されたものを再導入する例は全国的にも珍しいのではないかと思います。今回、都市計画税を再導入しようとする理由、必要性についてお考えをお伺いいたします。

○副町長 加藤正人君

それでは、今回都市計画税の再導入を考える理由につきまして、私から3点お示しをさせていただきますと存じます。

1つは、町の今後の財政状況でございます。

先ほどもございましたが、今後、少子高齢化の一層の進展、また、本格的な人口減少社会の到来などから税収の伸びが見込めないという一方で、福祉に係る経費であります扶助費、

あるいは、借入金の返済に充てる公債費の増加というものが想定をされております。

厳しい財政状況が予想される中で、引き続きまちづくりや住民サービスの充実を図るための財源の確保が課題であると、必要であると認識しているところでございます。

2つ目は、そのまちづくりに関わる大型事業の推進でございます。

下水道事業、平成14年度から整備を進めておりますが、その下水道事業は、現在、普及率が66%まで来ておりますが、様々な意味で、ここからが大変な時期に差し掛かるところでございます。また、昨年度からは都市計画道路南駅前線の整備、さらに、来年度からは富吉地域におきまして新たな土地区画整理事業がスタートをする予定でございます。

こうしたまちづくりに関わる事業を計画的に進めるために、安定的な財源の確保は、これも必要であるというふうに考えてございます。

さらに、3つ目は老朽インフラの更新と災害への備えでございます。

蟹江町は、先ほどもございましたように、昭和40年代から土地区画整理事業によりまして、道路、公園、宅地等を整備をし、快適で良好なまちづくりを進めてまいりました。こうした時期に整備をしましたインフラというものが徐々に老朽化が進んでおりまして、大規模な改修や更新が必要な時期を迎えております。

今後、南海トラフ地震の発生や集中豪雨の激化が見込まれる中で、災害時の被害を軽減するためにも、さらに、命を守るために、道路、公園、そして橋など老朽化したインフラの更新というのは喫緊の課題であると認識をしているところでございます。

都市計画税が平成5年度をもって廃止されたことは事実でございますが、廃止当時とは、また町を取り巻く状況も変わってきております。県内では45の市町で条例が制定をされております。安心安全で、より住みやすい蟹江のまちづくりを進めるためにも、ぜひ再導入にご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

どうもありがとうございます。

まさしくその3つ、3点、言われたとおりかなと思います。

特に分かりやすいのは、町を歩いておっても公園とか、やはりもう、本当に、木、樹木です、あれでも、もう軒並み腐って、もう根から切っていただいておりますとか、もうそういうのが急に目立つようになってきたというか、木にも寿命があるのかなと思ったりします。

それから、前にもお話しさせていただきました図書館の屋根とか、そういう公共物の老朽化、傷み具合とか、見ると本当に軒並み、ああ、あれもやってほしい、これもやってほしいというのがたくさん目につくようになってきました。そんなときにやはり先立つものがないと、やれんわなというのも実感として分かりました。

次に、都市計画税の使い道についてお伺いいたします。

都市計画税は下水道や土地区画整理事業など都市計画事業に使う目的税であることは分かりますが、再導入された場合、具体的に想定される事業はあるのでしょうかお教え願います。

○副町長 加藤正人君

これにつきましても私からご答弁を差し上げます。

議員もおっしゃられたように都市計画税、目的税でございますので、基本的には都市計画事業に充当をすることになります。具体的には下水道整備事業、それから、先ほど申し上げた都市計画道路南駅前線の整備事業、さらに、来年度から実施予定の近鉄富吉駅南地区土地区画整理事業が対象となるものでございます。

ただ、これらの事業につきましては、これまで財源として国庫補助金等のほか、町税や基金などの一般財源が充てられてまいりました。あるいはその予定でございましたが、仮に都市計画税が再導入をされますと、その、これまで充てられてきた一般財源の分が、全てとは言いませんけれども都市計画税に置き換わるということになります。これによりまして、その一般財源の分、余裕ができた一般財源の分を、先ほどご答弁申し上げました老朽インフラの更新など、そのほかの事業に活用することが可能になると考えているところでございます。

具体的にどういった事業を実施をするかにつきましては、事業の必要性、緊急性を勘案して検討してまいりたいと考えてございますが、例えば、災害への備えという点では、橋梁や排水路の改修などは重要であると考えているところでございます。

また、近年の急速な温暖化の進展の中で、避難所に指定をされている町や学校の体育館へのエアコンの設置も重要な課題であるというふうに認識をしているところでございます。

住民の皆様にご負担いただくこととなります貴重な財源でございます。有効に活用できるようしっかりと検討していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

ありがとうございます。

そうですね、やはり貴重な財源ですね。

やはり、副町長おっしゃったように、できたら、やはり、国庫補助金だとか交付金だとか、そういう、こちらではなしに国からの頂けるお金を活用していただけると本当はありがたいなと思うんですけども、やはり確約されたものではない、いつどんだけ頂けるか分からないというふうな不安定要素の中ではやはり、しっかりした事業はできんのかなと思います。ですので、やはり、本当に計算できるめどが立つものが必要というのは分かります。

その都市計画税の必要性は、頭では理解できるとしても、我々町民にとって最も気になるところは、実際どの程度の負担増になるのかという点であります。平均的な例で構いませんので、そのところ教えてください。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

今ご質問のございました、都市計画税が再導入されると、町民にとってどの程度の負担増になるのかについてお答えいたします。

都市計画税は固定資産税と合わせて課税しますが、固定資産税を基準としますと、都市計画税は固定資産税の2割から4割程度になると考えています。一般的な住宅の場合ですと、土地と家屋の税額の割合にもよりますが、都市計画税は固定資産税のおおむね3割前後になるとおもわれます。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

おおむね3割ということですね。多少の例外はあるかもしれませんが大体そういったところかなというところなんですかね。

今回、初めて都市計画税の再導入という話が出たわけですが、今後、仮に再導入を進める場合には、どのような手順、スケジュールになるのかをお伺いいたします。

○総務部長 鈴木 敬君

それでは、ご質問のありました都市計画税の再導入の主な手順、スケジュールについてお答えいたします。

まず、来年2月頃に住民説明会を行います。住民説明会は、平日の夜1回と休日の午前2回、延べ3回を予定しております。できる限り多くの方々にご理解いただけるよう丁寧な説明に努めたいと考えております。

説明会につきましては、町のホームページや広報誌（令和6年2月号）に掲載して住民の方々へ周知を行います。また、都合が悪く、会場へお越しできない方もみえますので、説明会で使用した資料や会議の概要などをホームページに掲載したいと考えております。

住民説明会を経た後、令和6年6月議会において、都市計画税条例案やシステム改修に関する補正予算案を上程して審議をしていただきます。お認めいただけましたら、関連システムのプログラム修正、様式の校正、システム動作の確認などを行います。これには半年ほどかかる見込みでございます。

令和7年1月1日を賦課基準日とし、4月1日付で都市計画税の賦課決定をいたします。固定資産税と合わせまして納税通知書などを納税義務者に送付し、令和7年度から課税を開始いたします。

以上が主なスケジュールとなります。

○13番 安藤洋一君

ありがとうございます。

まず、年明け早々に住民説明会が行われるということで、これ、今、部長もおっしゃったんですけれども、本当にしっかりと丁寧に説明をしてほしいなと思います。本当に、もし、

合計3回でしたかね、説明会。足らんようだったらもうちょっと追加して説明会やるとか、それから、それもホームページ、よく最近ではホームページという話もあるんですけども、わし、そんなん見んがやとかという話もあるんで、やはり回覧板とか、昔ながらの回覧板も、非常にまだまだ有効ですので、そういったことでしっかりとお知らせをして、そんな会があることすら知らなかったがやではないように、しっかりと説明、周知をお願いしたいなと思います。

もう、それやったからもうゴーだというのではなくて、やはりそこで、当然なんですけれども、立ち止まって検証して、本当にこれでいいのかというふうなところ、抜かりないようなところもチェック機能を果たしていただきながら、慎重に進めていっていただきたいなと思います。

先ほど申し上げましたけれども、本当に頭では分かるんですけども、総論賛成ですけれども各論、ここになると、これはちょっとというのは絶対出てくるはずですので、しっかりと説明をして納得していただくように進めていただきたいなと思います。

最後の質問になります。

再導入とはいえ、町民の皆さんに負担をおかけする都市計画税の導入は、非常に重い決断になるかと思えます。町長のお考えを改めてお伺いいたします。

○町長 横江淳一君

それでは、安藤議員のご質問に答えたいと思います。

答弁漏れ等々ありましたらご指摘をいただきたいと思えます。

都市計画税のことにつきまして、議員各位に、この全員協議会でご提案をさせていただきました。それぞれのセクションでお答えをさせていただきましたので、特に副町長の答弁の中で全ての内容が織り込まれているというふうに考えておりましたが、今、安藤議員がおっしゃいましたように、慎重、そして説明の重要さ、これはもう十分認識いたしておりますので、100%ご理解いただけるかどうかは別といたしまして、真摯にまじめにしっかりと説明をしていきたいというふうに思っています。

これ、唐突にこの話を出したわけでは、実はございません。町長就任以来、下水道計画、それから都市計画、いろいろな話の中で、ちょうど平成5年の議会で都市計画税が廃止をされた理由、これ私も何回か読み返しましたが、いまいちちょっと分からない部分があります。あの当時ではもう都市計画、いわゆる市街化区域の地域都市整備は、ほぼこれからのよみたいな感覚だったというふうにとられます。そうではなくて、あの当時はあれだったかも分かりませんが、人口がどんどん増えてきて、やはり居住面積を増やす必要がある。そうなればということで、この、今の中核、蟹江町の中核地域であります、この役場の地域がありますこの学戸地区、ここが30年余りかかったんですけども、町施行で区画整理事業が完成をいたしました。今4,400人余りの方がお住まいでありますし、蟹江町の中心になっていると

ころであります。

しかし、蟹江川の東の部分、旧市街地もしっかりとした都市形成ができているところではありますが、ややもすると、公園の少なさだとか設備の老朽化だとかいろいろなことが、今今取り沙汰されているわけではありますが、その当時はまだそんな状況になっていなかったというふうにご考えてございます。

再導入については大変厳しい状況を住民の皆様方に強いることになるかも知れませんが、地方自治体の使命であります、皆様方から頂いた町税、固定資産税も含めてでありますけれども、これを平等にかつ迅速に皆様方に、自治体の事業としてしっかりと、税の公平性も保ちながら、皆様方にご提案をさせていただくつもりであります。

目的税でありますので、これをしっかりとインフラだけに使うのではなくて、先ほど副町長が申し上げましたとおり、一般会計からの財源の流出、これはもう社会保障、そして子育て、いろいろなものにこれから膨大な一般会計からの支出があるというふうにご考えております。

今後、蟹江町も人口、第5次総合計画、3万8,000人を目途にし、今現在3万7,200人余りの住民がお住まいであります。非常に便利な町として自負いたしておりますし、インフラもしっかり整っております。が、しかし、老朽化は否めない事実であります。

実際、下水道も平成16年から整備を始め、21年度スタートをし、4市2町でスタートいたしました。また、十数年前には蟹江町南部であります鍋蓋南地区ではコミュニティプラント事業が始まっております、もうこれが既に、モーター、そして貯水池の老朽化が目立っております。最終的にはこれを流域下水道につなぐという計画も立てていなければなりません。また、国土交通省の下水道では、来年度から下水道と水道が国土交通省で管轄が移管をされます。それによって、今我々が頂いております社会資本整備総合交付金、社資本と言っておりますが、これの2分の1の分担が危うくなってくる状況が、もう既に昨年度から兆候として出てきております。これも仕方ないことでありまして、下水道、水道と所管が一緒になりますので、パイは大きくなりますが、それぞれの目的に適切に補助金が渡るかという、非常に不透明な部分があるやに私は考えております。

そんなときに、9月議会で西尾監査委員から、依存財源に頼る行政は非常に厳しくなるという指摘を受けました。これも私はしっかりと受け止めたつもりではありますが、安藤議員もご理解いただけたと思います。一般財源はあくまでもしっかりと基金も確保しながら使っていきたい。そして、頂ける財源については貪欲に申し上げて補助金として頂きたい。それをやるがごとく、コロナ禍において非常に厳しい状況でありましたので、依存財源を使った結果が9月の議会の監査委員の言葉だったというふうには私は理解をいたしております。

これから、この蟹江町、来年度で135年を迎えます。歴史と伝統・文化に彩られたこの町が未来永劫発展するように、しっかりと財政を確保した上で住民サービスの充実に努めてま

いりたいと考えております。ぜひとも、議員各位も、我々行政のみならず、皆様方もご理解いただき、ご協力をいただければありがたいというふうに思っております。

以上であります。

○13番 安藤洋一君

どうもありがとうございました。本当に熱いご答弁ありがとうございました。

今、町長の思いを含め、都市計画税の再導入について幾つかお聞きをしました。

下水道の整備や新たなまちづくり、体育館へのエアコン設置や老朽インフラの改修などなど、大きな費用がかかる重要な課題は山積しております。

ここで、ついこの間、常任委員会のときに、防災建設常任委員会に、私ちょっとくっついて入れさせていただいて視察に行ってきたんですけれども、佐屋川創郷公園の南の泉緑地ですかね、あそこの矢板、護岸の矢板が、写真で見たんですけれども1メートルも離れているところもあるとか剥がれているとか、そういうその、計画的にやれるその下水道の配管だとか何かの老朽管のやつを計画的に更新していくのにもお金が要る、計画を立てなければいけない。それから、そういう、その、今回の視察のやつのように、急にそういう降って湧いたような、事故とは言わんですけれども、そういう護岸の崩れとかという思いもかけないものも、これからもどんどん発生してくると思いますので、本当に重要な財源として確保しなければならぬなというのは思いました。

確かに、税収が増えれば進展をするとは思われますが、一方で、都市計画税がないと本当にできないのか、負担に見合う事業が行われるのか、そのあたりが十分に理解できないと納得をいただくことも難しいのではないかと思います。

蟹江町の将来の発展、そして安心・安全なまちづくりを考えますと、都市計画税は自主財源として重要であり必要であると考えます。町民の皆さんが、理解・納得していただけるような丁寧な説明をお願いして、私からの質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 水野智見君

以上で、安藤洋一君の質問を終わります。

ここで、総務部次長兼税務課長の退席と生涯学習課長の入場を許可します。

暫時休憩します。再開は10時45分を予定します。お願いします。

(午前10時32分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時45分)

○議長 水野智見君

質問2番目 飯田雅広君の「生涯学習の体系的な取り組みを」を許可いたします。

飯田雅広君、質問席へお着きください。

○5番 飯田雅広君

5番 立憲民主党 飯田雅広です。

議長の許可をいただきましたので、蟹江町の生涯学習の取り組みについて一般質問を行います。

第5次蟹江町総合計画の第3編基本計画第2期総合戦略（重点戦略）において、44ページの生涯学習では、「生涯学習・生涯スポーツ・健康づくりの促進」とあり、「老若男女の誰もが、子育て世代・親子、家族、友達同士、あるいは一人でも、楽しく気軽に学んだり、スポーツできるように、健康づくりができる場や機会を提供します。また、町民同士の交流や若者との連携等を増やし、町民の充実した生活、生きがい、さらには健康づくりを促進します。」となっています。

そこで、まず、冒頭から町長に申し訳ありませんが、まず町長に、蟹江町の生涯学習に対する理念というか基本的な考え方をお伺いいたします。

○町長 横江淳一君

それでは、飯田議員の質問にお答えをしたいと思います。

この後、通告も見させていただきましたので、またしっかりと説明をさせていただきますが、私も平成17年から、今、町長を務めさせていただいております。その間、その前、平成7年から皆様と同じ議員という立場で蟹江町町政をしっかりと見させていただき、いろいろなご意見も述べさせていただいた1人として、両方の立場からちょっと説明しようかなと思いますが、生涯学習とは何ぞやということだと思います。

やはり昔は学校教育と社会教育と二手にぼんと分かれていましたよね。自治体の名前も社会教育課だとか社会教育という名前が主流だったんですが、生涯学習と変わったの、多分、私が体育指導員、スポーツ推進員をやっている頃だったと思います。理念が、いつでもどこでも誰でもいつまでもということ、いわゆる一生現役という、そして楽しく暮らしていこうと。ただ、それ言うのは簡単なんです、それにはハード・ソフトいろいろあるわけで、それぞれ地方自治体の都合もあったり、老若男女の数が違ったり、それぞれの自治体でそれは違うと思っています。

第5次総合計画にもありましたように、蟹江町の職員だけでは成し遂げることは絶対不可能でありますので、コアであります協働のまちづくりということ観点を置きながら、地域の皆さんと一緒に、婦人も子どももおじいちゃんもおばあちゃんも若者も、そして、昼間いない会社員の方も、帰ってみえて地域と関わっていただきたい。そんな施策をこれからも続けてまいりたい。生涯スポーツであれ文化であれということでもありますので、まずは1つの大きな理念として、いつでもどこでも誰でもいつまでもというのをこれからも言い続けてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○5番 飯田雅広君

ありがとうございました。

それでは、その第5次蟹江町総合計画の66から67ページの2-2生涯学習には、直接的な記述はありませんけれども学校教育についてお聞きをいたします。

最近では、部活動の地域移行が話題になっております。

それでは、まず運動部の地域移行に関しての現状と進め方の考え方をお伺いをいたします。

○生涯学習課長 佐々木淑江君

ただいまのご質問につきましてお答えをさせていただきます。

現在、学校部活動の地域移行につきましては、令和4年6月の国の提言と12月のガイドラインを基に順次進めているところでございます。

今年度（令和5年度）につきましては、教育課と連携いたしまして、蟹江中学校と蟹江北中学校の教職員に対し、地域移行全体に関するアンケートのほうを実施いたしました。この後は、生徒をはじめ各スポーツや文化団体においてもアンケートを実施する予定でございます。

次に、進め方についてですが、国のガイドラインにも掲示されているとおり、まずは休日（土曜日・日曜日）の部活動に関して取り組んでまいります。その期間につきましては、改革推進期間として位置づけられている令和5年から7年度までをめどに整えたいと考えております。具体的には、次年度（令和6年度）、検討委員会を設置し、運営方法をはじめ、移行する際に考えられる様々な課題について話を行っていきたいと思います。

以上でございます。

○5番 飯田雅広君

それでは、文化部の地域移行に関してはどのような現状と進め方になっているかをお伺いをいたします。

○生涯学習課長 佐々木淑江君

ただいまのご質問についてお答えをさせていただきます。

先ほどご説明を申し上げた内容と少し重なる部分がありますがご了承願います。

文化部につきましても、国からのガイドラインを基に順次進めている段階でありまして、こちらも運動部と同様に、改革推進期間であります令和5年から7年度までをめどに整え、できる部活から実施していきたいと考えております。

また、進め方につきましても、次年度、運動部と文化部を併せての検討委員会を設置いたしますので、本町の生徒にとって望ましい環境、部活ですね、部活環境となるよう協議を進めていきたいと思います。

以上でございます。

○5番 飯田雅広君

何となくイメージとして運動部のほうが先に進んでいるのかなと思ったんですけども、同じような感じで進めていくということなので、分かりました。

それでは、第5次蟹江町総合計画の67ページに「単位施策1、生涯学習機会・推進体制の充実（2）生涯学習体制の充実①文化協会加盟団体など既存団体の活動の活性化を支援するとともに、グループ活動の自立を促し、自主的に学習活動ができる団体の充実を図ります。学習指導やその補助ができる人材を育成するとともに、その活躍の場を提供します。」とあります。

生涯学習に対して大きくご尽力いただいている団体が蟹江町文化協会になると思います。部活動の地域移行、今お聞きしたのは、特に文化部に関してですけれども、蟹江町文化協会に頼ることが多くなると思われます。

そこで、この蟹江町文化協会の現状に関して、ここから少しお伺いをいたします。

まず、文化協会の加入状況の推移をお伺いいたします。

○生涯学習課長 佐々木淑江君

ただいまの質問についてお答えをさせていただきます。

文化協会への加入状況の推移でございますが、本年度を含めました過去5年間の加盟団体数と会員数をご説明いたします。

令和元年度は加盟団体数が50団体、会員数が622人、令和2年度は加盟団体数が45団体、会員数が551人、令和3年度は42団体の会員数511人、令和4年度は加盟団体数42団体の会員数459人、本年度、令和5年度は42団体の会員数439名となっており、元年度からの推移といたしましては、加盟団体数も会員数もともに減少傾向にあると考えております。

以上です。

○5番 飯田雅広君

今ご説明ありましたとおり減少傾向であることが伺えました。

それでは、この文化協会加盟団体のうち子どもを対象とする団体の数や割合は幾つあるかお聞かせください。

○生涯学習課長 佐々木淑江君

ただいまの質問についてお答えをさせていただきます。

令和5年度の加盟団体数を基にご説明いたします。

今年度は加盟団体数が42団体でございます。このうち、子どものみを対象として活動をされている団体は1団体でございます。この1団体のほかに、大人と子どもが一緒という活動がされている団体は6団体でございます。それを含めると合計7団体となりまして全体の16%となります。

以上でございます。

○5番 飯田雅広君

7団体、16%とのことでした。

今、お聞かせいただきました状況などを通じて、加盟団体の状況をどのように捉えているのかお聞かせください。

○生涯学習課長 佐々木淑江君

ただいまのご質問についてお答えをさせていただきます。

文化協会の加盟団体や会員数の減少は、このまま続くと、活動の縮小や業界全体の運営にも影響が出てくると捉えております。多くの団体は会員の高齢化が進み、若い世代や新たな加入が少ない状況です。まずはそこを少しでも変えられるよう、文化協会と連携いたしまして、協会の活動PR等ができる方法を検討していきたいと考えております。

以上です。

○5番 飯田雅広君

減少傾向ですので、運営に影響が出るのは想像できるころだと思います。

それでは、この文化協会に加入していない団体も幾つかあると思います。例えば、蟹江町の施設の利用団体の中で、文化協会に加入していない団体が加入していないような要因等を分析しているのでしょうか。また、分析しているのであれば、その加入していない要因となっているものに、どのようなものが挙げられるのかお伺いをいたします。

○生涯学習課長 佐々木淑江君

ただいまのご質問についてお答えをさせていただきます。

文化協会に加盟せず活動している団体は幾つかございます。

加盟しない理由につきまして、全体的な把握というものはしておりませんが、一部では、協会へ加盟するのではなく自由な形での活動をしたいという声があることは聞いております。

以上でございます。

○5番 飯田雅広君

自由な活動ということですので、制約がないほうが動きやすいのは確かに間違いないかなと思います。そういう意味では、文化協会に加入されていない理由、それぞれあるかと思いますが、しかしながら、繰り返しになりますけれども、生涯学習に対して大きくご尽力いただいている団体が蟹江町文化協会になります。ぜひこのあたりは、よりよい形になるよう模索していただけたらと思います。

さて、自分に興味のある分野について、蟹江町でどのような教室や講座がやっているのか。今ではウェブで調べることが多くなっております。他市町村を見ても、各市町村公式ウェブサイトから文化協会の活動を知ることができ、団体の連絡先にアクセスすることができます。蟹江町でも、そのように公式ウェブサイトから文化協会の活動内容や団体を調べられる環境は整っているのでしょうか。また、団体の紹介をするなどの活用はできているので

しょうかお伺いをいたします。

○生涯学習課長 佐々木淑江君

ただいまのご質問についてお答えをさせていただきます。

文化協会の紹介につきましては、毎年発行しておる生涯学習のご案内の中で文化協会の加盟団体一覧表を掲載しておりますけれども、ウェブサイト上では情報発信を行っていないのが現状でございます。

よって、今年度より加盟団体数の減少を止めるため、また、若い世代にも文化協会を知っていただきたいため、当協会と協議をいたしまして、会報誌である「かにえ文化」を町のホームページのほうで公開していくことを、まずは検討したいと考えております。

以上でございます。

○5番 飯田雅広君

そうですね。私も、本当に文化協会調べようと思ったんですけども、ウェブサイトからは全然見つけることができませんでしたので、ぜひともそういったこと取り組んでいただきたいというふうに思います。

それでは、この周知に関してですけれども、蟹江町文化協会でも毎年広報誌を作成しております。町民の皆様には様々な情報を、毎年広報誌を作成していただいて、町民の皆様に様々な情報を、広報、周知をしていただいております。より幅広くこの周知をするために、文化協会さんの冊子のみならず、広報「かにえ」、「まちから」などで文化協会のその活動内容などを周知することはできないのかお伺いをいたします。

○生涯学習課長 佐々木淑江君

ただいまのご質問についてご説明させていただきます。

広報への掲載に関しましては、紙面の確保等について担当課との調整が必要でございます。紙面の確保が可能となりましたら、その掲載内容について、文化協会とよく協議をして進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○5番 飯田雅広君

生涯学習事業に関しましては、大会として幾つかあります。生涯学習のご案内を見ますと、大会としては4つありましたね。生涯学習まちづくり推進町民大会、蟹江町中学生沖縄県読谷村交流事業、文化祭、はたちの集いが一応大会としては4つ挙げられておりますけれども、例えば、この文化祭などの機会に、より多くの町民に文化協会さんの活動内容を知ってもらう工夫等はなされているのかお伺いをいたします。

○生涯学習課長 佐々木淑江君

ただいまのご質問についてお答えをさせていただきます。

文化協会の活動PRにつきましては、もちろん、文化協会主催の総合美術展や邦楽の集い、

それぞれの部門発表される際にはポスター等を作成されており、役場や公民館等にその都度掲示をさせていただいております。

また、文化祭では体育館の展示のブースにおいて、会員募集のPRを行うことや、公民館で行われます芸能の部の発表では、団体から事前にアナウンスしていただきたいメッセージをお預かりいたしまして、当日、職員によりアナウンスをし、来場者に対しましてPRをさせていただいているのが現状でございます。

以上です。

○5番 飯田雅広君

冒頭の町長のお考えのところにもありましたとおり、本当に、いつでもどこでも誰でも、生涯現役でというものが生涯学習だと思います。様々な機会はあると思いますので、より町民の皆様が生涯学習に接せれる機会があればというふうに思っておりますので、しっかりと、文化協会さんの活動内容を紹介していただけたらなというふうに思います。

それでは、この生涯学習に関してですけれども、地域のニーズや要望を反映させる仕組み等はあるのかお伺いをいたします。

○生涯学習課長 佐々木淑江君

ただいまの質問についてお答えさせていただきます。

生涯学習に関するニーズや要望については、各事業や各教室を実施した際に、来場者や参加者に対してアンケートを実施し把握に努めております。そのアンケートの内容につきましては、事業や教室内容に対する満足度をはじめ、事業開催はどのように知りましたかということや、今関心があることは何かなどのことをお聞きし、改善できることは改善し、よりよい事業となるように努めておるところでございます。

また、社会教育委員会を開催いたしまして、委員からも、生涯学習の事業全般に対するご意見を伺っております。

以上です。

○5番 飯田雅広君

それでは、教育長に質問いたします。

平成2年に、生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律が施行され、以来今日まで、いろいろな経過はありましたけれども、平成15年以降、生涯学習の振興方策について議論をされてきた内容によりますと、基本的な考え方として、市町村の役割については、住民に最も身近な行政機関として、地域住民等と協力して、1つ目、社会の要請、地域住民全体の多様な需要の双方に対応した学習機会の提供、図書館の整備など、地域住民の生涯学習の支援、2つ目として、生涯学習を通じた地域づくり等を主体的に実施すべしとされております。

そこで、1点目としてお尋ねしたいのは、住民の生涯学習の支援については、具体的には

どのような支援策をお考えでしょうか。

2点目は、生涯学習を通じた地域づくりとありますが、どのような地域を教育長としてつくりたいとお考えかお聞かせください。

○教育長 服部英生君

それでは、ただいまの飯田議員のご質問、2点あったかと思えます。

1点目、住民の生涯学習の支援につきましては、具体的にどのような支援策をお考えというお尋ねでした。

生涯スポーツに関わるスポーツ協会やスポーツ少年団、生き生きスポーツクラブ、文化芸術活動に関わる文化協会を通しての支援、あるいは、活動場所の提供や協力、指導者や講師の紹介などを行うことで、自主グループを育てたり支援したりすることを引き続き行ってまいりたいと考えております。

また、図書館においても様々な事業を実施をしている状態でございます。

他市町村の情報等も得ながら、蟹江町に合った事業を今後も展開していきたいと考えております。

生涯学習課や図書館、歴史民俗資料館が今日まで様々な分野に目を向けて企画をしてまいりました。常に住民のニーズを捉える努力はしているつもりです。引き続き、年2回開催されます社会教育委員会の場で、ご意見をいただいたり、日頃から広く町民のニーズを聞く耳を持つようにしたりして、今後も事業展開を考えております。それにより、町民にとって生涯学習が素晴らしいものになるようにしていきたいと考えております。

2点目、生涯学習を通じた地域づくりとはと、どのような地域をつくりたいのかというお尋ねでございました。

生涯学習を通じた地域づくりでは、スポーツや健康づくりの推進を通じて、人がつながったり、地域に伝わる祭りや祭礼を通じて人が集まり、趣味を同じくする人が集い、活動することで、地域の人々のつながりや絆が深まっていくことが理想だと思います。

蟹江町には、長い歴史と文化の上に受け継がれてきた歴史があります。地域ごとにそれらの内容は異なりますが、それらを中心として人が集い、交流することで、思いやりや地域の絆が育っていくものと考えております。

また、現在、小学校区や地域コミュニティーが中心となってイベントを開催しております。生涯学習課を通じて応援や協力ができることがあれば、地域の活性化のために支援をしてまいりたいと考えております。

地域が活性化して充実した日々へとつながれば、町全体が元気になると考えております。

以上です。

○5番 飯田雅広君

社会生活も複雑になっている中で、地域のイベントもなかなか運営していくのも大変だと

思います。そういった中で、役場の方がご協力いただけるというのは大変ありがたいことだと思いますので、ぜひとも進めていただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問に行きます。

多くの市町村が総合計画の基本計画達成に向け、生涯学習や文化芸術の推進に当たっての基本的方向を示し、他の関連計画と整合性を図りながら、生涯学習推進の取り組みを実施をしていくために、生涯学習推進計画のような計画を立てて体系的に取り組んでおります。

愛知県内の生涯学習に資する計画の策定状況をお伺いをいたします。

○生涯学習課長 佐々木淑江君

ただいまのご質問についてご説明させていただきます。

2023年4月の愛知県のデータを基にご説明させていただきます。

愛知県54市町村のうち49市町村が策定をされております。同じ時期の海部津島管内でございますが、蟹江町のほか2市が策定済みでございます。4市町村が未策定ということの状況になっております。

以上でございます。

○5番 飯田雅広君

蟹江町はつくってあるということでしたけれども、蟹江町の生涯学習の計画に関して、いつつくられて、今現状どうなっているか、分かれば教えてください。

○生涯学習課長 佐々木淑江君

ただいまのご質問についてお答えをさせていただきます。

当町の計画は平成15年度を初年度として策定をされまして、この期間は総合計画の目標年次に合わせまして、平成22年度を目標年度とする計画となっております。その次に平成23年に第4次の蟹江町総合計画の策定時のときに検討されて、そこに組み入れられた形で現在に至っております。

生涯学習計画につきましては以上のような形になっております。

○5番 飯田雅広君

ありがとうございます。

平成15年につくられて、その後、第4次総合計画の中に組み込まれたというようなお話でした。

ということは、蟹江町の生涯学習推進計画に関しましては平成15年から更新されていないということだと思います。生涯学習推進計画を更新することで、先ほどお聞きしました地域のアンケートとか地域の住民のニーズの把握というものは、この生涯学習推進計画を更新することでできるのではないかなというふうに思います。

また、その際に、各種団体や学識経験者からの意見も聞くことができますので、今後の蟹江町の生涯学習に対しての大きな前進が見えてくるのではないかなというふうに思います。

総合計画の中に組み込むだけではなくて、今ある生涯学習推進計画を更新したほうがいいんじゃないかなというふうに私は考えておりますけれども、その考えがあるかをお聞かせください。

○生涯学習課長 佐々木淑江君

今後の更新の意思ということになりますけれども、こちらの生涯学習計画の理念や方向性、指針につきましては、当時も今も、基本的には大きく変わらないということが現状でございます。

現時点におきましては、改めて刷新していくことの考えは持ち合わせておりませんが、引き続き、この第5次総合計画に記載された内容をしっかり捉えて生涯学習を進めていきたいと考えておりますし、その総合計画の見直しができる際には、きっとその都度、経済内容等も含めまして見直しをしていくことは必要であると捉えております。

以上でございます。

○5番 飯田雅広君

町長にお聞きをいたします。

今ご答弁ありましたけれども、他市町村では当たり前のようにこの生涯学習推進計画を策定して、体系的な生涯学習の推進に取り組んでおります。

蟹江町のこの生涯学習も新たなフェーズに向かう第一歩として生涯学習推進計画を更新したほうがよいと私は考えております。

平成15年につくられた推進計画は66ページありました。今、この総合計画、第5次総合計画の中で見てみましても6ページぐらいしかないのかなと思うんです。44ページの1ページ、66ページから69ページで、図書館飛ばして生涯学習スポーツのところの72、73ページ、これぐらいのページ数しかないかなと思います。そういった意味では、やはり生涯学習推進計画を更新したほうがいいんじゃないかと思うんですけれども、町長のお考えをお聞きします。

もう一点。

先ほど教育長にはお聞きしたんですけれども、教育長は教育長のお立場で生涯学習の振興のための政策の推進体制の整備に関する法律について、市町村の役割についてお答えをいただきました。町長には、非常に、この財政が非常に苦しい状況の中で、町長としてこの生涯学習の振興のための政策の推進体制等の整備に関する法律による市町村の役割について、実現に向け、財源の裏づけができるもの・できないもの等についての方針をお示しいただけたらと思います。よろしくお願いたします。

○町長 横江淳一君

では、お答えをいたします。

生涯学習推進計画につきましては、私も体育指導員、先ほど言いましたようにスポーツ推進員やっていたので見ました。見ましたし、更新というのか、中身がほぼ変わっていない

いもんですからそれに甘えてしまっていた感もありますが、しっかりとまたそのところを見まして、必要があれば進めてまいるだけの検討はしてまいりたいというふうに考えてございます。

また、教育長の答弁の中で、立場としてやはり、町長部局と教育部局というのは、同じ方向は向いているんですけども、どうしても、そこ、差異が出てまいります。その差異を、いつも私が申し上げますとおり、小さな橋を架けながら、その都度、調整をして、お互いの立場を理解しながら、学校教育、そして、学校を卒業した後の、いわゆる社会教育につなげていきたい。それによって、いわゆるハード・ソフトの問題が出てきます。総合型地域スポーツクラブも同じでありまして、今現在、この54市町村で全てのところができているとは思いませんが、早い時期に生き生きスポーツクラブを立ち上げて、t o t oの補助金も使いまして、できるだけ使えるものをスピーディーに進めるものについては進めてまいったつもりではあります。生涯学習、生涯スポーツの必要性、頭では分かっているんですけどもなかなか参加し切れない。行政がやればそれについていくという考え方がまだまだ根強いようあります。やはりこれは、民間の方も一緒になって、方向性、ベクトルをそろえて行くべきだと思いますので、先ほど、財政が苦しい、苦しいと、決して貧困な地方自治体ではありませんので、そのところは。ただ、今後、財政のことを考えると、と言いながらも、でも、一番大切な施策として子育て、そして高齢化対策、これにすぐ寄与できる事項でありますので、しっかりと考えてまいりたいというふうに今思っております。

答えになったかどうか分かりませんが、ご理解をいただければと思っております。

○5番 飯田雅広君

ありがとうございます。

この生涯学習推進計画、つくればつくったほうがいいのは間違いないと思うんです。ただ、やはり、これをいざ、こういうものをつくろうと思うと、いろいろなコンサルタントにお願いするですとかといったところで非常にお金はかかると思います。そういった面で、財源の裏づけができるもの・できないものについてというようなお話をお聞きをさせていただいたんですけども、町長が冒頭おっしゃっていただいたような生涯学習が進めているような体制をつくっていただければというふうに思います。

それでは、最後に、実用英語技能検定の補助について幾つか質問をいたします。

まず、平成30年12月議会の一般質問にて、英検の検定料の補助を、私要望させていただいて、無事導入をしていただきました。ありがとうございました。

さて、その英語検定料補助制度ですけれども、制度開始からの実績は今どのようなようになっているか教えてください。

○教育部次長兼教育課長 館林久美君

それでは、ご質問いただきました英検補助制度開始からの実績についてお答えさせていた

できます。

今年度で5年目となる事業となります。

まず初年度、令和元年度が、申請は28件でございました。翌年、令和2年度が38件、令和3年度が52件、令和4年度が53件、ここまですが実績でございます。さらに、今年度につきましては、第2回検定の11月末に締め切りをしました数値で申し上げますと45件です。こちらの件数を申請していただいておりますので、本当に少しずつなんですけれども増加傾向にはございます。

状況といたしましては、補助対象が中学生というところでございまして、学年別で確認をさせていただきますと、1年生よりも申請者数は、2年生、3年生となるにつれて少し多くなっているというのが毎年の傾向でございます。

以上です。

○5番 飯田雅広君

思ったより活用されていないというのが正直な感想になります。

平成30年12月議会で、一般質問にて私が要望させていただいたきっかけというのも、たまたまお隣の大治町の議員さんとお話をしている、同じ制度があつて非常に人気があつてすぐになくなってしまふというような話を聞きましたので、蟹江町でも大変いいなと思つて提案させていただいたんですけれども、なかなか伸びていないというのが正直な感想なんです。では、どのような原因があるのかなというふうに思うんですけれども、そのあたりいかがでしょうか。

○教育部次長兼教育課長 館林久美君

それでは、活用されていない原因になります。

こちら推察になりますけれどもお答えさせていただきます。

まずは、どのくらいの生徒が英検を受験しているのかというところで、英検の有権者数の把握をさせていただきました。把握の方法といたしましては、中学3年生に対しまして、高校受験に必要な内申書を作成するときに自己申告書というものを自身で作りますので、その中で人数把握をさせていただきました。

中学3年生、大体300人ほどに対しまして記載されたのは、英検の有資格だと記載した生徒は2割の60名ほどでございました。この60名をうちの申請人数、3年生の申請人数に当てはめると3割程度の申請件数であることが分かりました。

このことから、うちのほうの周知不足というところは捉えられるかと思ひます。

また、英検受験者数がそもそも少ないというところも、もしかすると、他の英語関連の資格、TOEICだとかTOEFL、GTEC、様々な受験があると思うんですけれども、そちらを受験しているというところも想定はできるかなと思ひます。

ただ、いずれにしましても、蟹江町は2,000円の補助を行っていますけれども、それ以上

の保護者の負担が受験には必要になってくる、このことも少し活用されない理由なのかなというの、先ほどの周知不足に加えて考えておりますので、このあたりのところを今後検討していきたいなと思っております。

以上です。

○5番 飯田雅広君

今のご説明ですと60名ぐらいの方、資格持っているんだけど、そのうちの3割ぐらいしか申請していないよということですので、本当に8割ぐらい申請していただいてもおかしくないのではないかなというふうにも思います。

そういった意味では、申請の仕方が面倒くさいのかもしれないですし、そもそも制度があるというのを知らないのかもしれないですし、いろいろそのあたりは、ぜひとも検討していただきたいなと思っております。

生涯学習に関しましては、人が一生涯にわたって継続的に学び続けること、子どもから高齢者まで、どんな年齢や状況でも、新たな知識やスタイルを習得して学んでいくことで、あらゆる面で成長を図ることが可能な学びのことです。

この英検ですけれども検定料の値上がりが続いております。受験者の、先ほどお話もあつたとおり、経済的負担が増しておりますので、生涯学習の1つの施策として、ぜひこの補助制度が活発に活用されるようにしていただきたいと考えておりますが、また繰り返しになりますけれども、どのようにすれば活発に活用していくことになるか、どのように考えているかお聞かせください。

○教育部次長兼教育課長 館林久美君

ご質問いただきました補助制度が活発に活用されるためにというところでございます。

まず、今回、飯田議員にご質問、こうやっていただきましたので、うちのほうの周知不足というものが十分よく分かりました。ですので、現在は4月に広報誌に掲載するところ、そして蟹江町のホームページに掲載する、この2点で周知を行ってまいりましたので、あまり積極的に周知するということは、対象者への受験勧奨というところも懸念されますけれども、本事業が中学生対象の事業であるというところはもう紛れもない事実でございますので、もう少し学校現場を活用させていただいた周知方法を検討してまいりたいと思います。

英検なんですけれども、生涯にわたり継続的に学び続けることに目を向けるならば、年齢制限を外すなどの検討も必要になってくるかと思っておりますけれども、まずは飯田議員に本事業の導入のきっかけをいただきましたので、この事業が、現在の制度がしっかりと定着することを目標として今後進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○5番 飯田雅広君

私、議員になって最初の頃だったと思うんですけども、蟹江町の公式のウェブサイトが

スマートフォンに対応してなくて、スマートフォン対応してくださいというような一般質問をした覚えがあります。その後、2年ぐらいかかりましたけれども、今スマホ対応の形の、新しい形のウェブサイトになっております。ただ、そのときにもほかの市町村はスマートフォン対応のウェブサイトになっていたと思います。

やはり、先ほどこの文化協会の件でもそうですし、なかなか蟹江町、なかなか、このウェブの活用というのがまだまだ苦手というか、そういうような感じのイメージを持っておりますので、ぜひともそのあたりは、政策推進室長よろしくお願ひしたいなというふうに思っております。

現状のこの社会状況に合った生涯学習の推進計画あるのが一番いいかなとは思いますが、生涯学習を進めていただく中で、町民の皆様が、より活躍、活動できる場をつくって、その中で人と人が支え合い、人が主役の蟹江町をぜひつくっていただきたいと思っております。

そのようなことをお願ひ申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長 水野智見君

以上で、飯田雅広君の質問を終わります。

ここで、生涯学習課長の退席とふるさと振興課長の入場を許可します。

暫時休憩します。

(午前11時25分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時26分)

○議長 水野智見君

質問3番目 富田さとみさんの「お散歩バス 乗りませんか？」を許可いたします。

富田さとみさん、質問席へお着きください。

暫時休憩します。

(午前11時28分)

○議長 水野智見君

暫時休憩を解きます。

(午前11時29分)

○10番 富田さとみ君

10番 新生クラブ 富田さとみです。

議長に許可をいただき、通告書に従って、「お散歩バス 乗りませんか？」について質問させていただきます。

タブレットの使用の許可もありがとうございます。

では、よろしくお願いいたします。

今回、お散歩バスについて質問を選ばせていただきました。

旧福祉センターと各町内を結ぶバス事業がお散歩バスの前身と伺っております。ルートも見直され、今現在は、誰でも利用でき、町民の足となりつつあります。町内・町外問わず誰でも乗車できるバスは、私も今回の質問のために乗車させていただきました。無料ということもあるのか、乗られる方は、よろしくお願いいたします、降りられる方は、ありがとうございますと必ず声をかけて、感謝の気持ちを表して降りられていました。それが何か少し珍しく、またうれしく、ほほ笑ましく感じました。

今回乗るときに、柳ヶ瀬の近くの名古屋市の方と一緒にになりました。スポーツジムに通うために使っているそうです。とても助かっていると喜ばれておりました。私が利用させていただいたオレンジコース、また、乗り換えてグリーンコースのほうにも乗らせていただきました。10名程度の利用者でした。中には、利用者ではありませんけれども、空気を運んでいただけだろうと言う方もありました。でも、特にグリーンコースの南の外れに行くほどに、車を持たない方々の必要不可欠な移動手段だと私も確認いたしました。

不要の声もありましたが、私は、乗って改めて、必要な事業だと思っております。

お散歩バスを利用されている方などから、多くの意見、ご要望もございましたが、その中から幾つかご質問を披露させていただきますのでよろしくお願いいたします。

では。

少しお待ちください。

○議長 水野智見君

暫時休憩します。

(午前11時33分)

○議長 水野智見君

暫時休憩を解きます。

(午前11時34分)

○10番 富田さとみ君

申し訳ございませんでした。ちょっと不手際でした。ごめんなさい。

まず初めに、お散歩バスは北を1回りするオレンジコース、南を回るグリーンコースと分かれています。毎日6便、平日に運行されております。また、日曜日には蟹江町外周を回る日曜コース、こちらは1日4便となります。運賃は無料。誰でも利用可能です。平日は午前9時前から午後4時までの間に1時間に1本程度です。1回りするのに大体1時間程度。日曜日は外周ですので1回りの時間は1時間半程度となっております。ちょっと見ていただけますか。

こちらがオレンジコースになります。

こちらが北を回るグリーンコースになります。

バスの発着点、起点は体育館分館になります。そこで10分待てばグリーンコース、オレンジコース、それぞれのコースに乗り換えて目的地まで行くことができます。

お散歩バスの概要でしたけれども、各停留所から目的地、例えば保健センターや役場などへ行っても、帰りは次の便を待たずバスを利用しないでタクシーで帰られる方もあるそうです。起点となっている体育館分館からの折り返し、逆周りのバスも望まれている方もあります。起点となっている体育館分館や、折り返しや逆回り、山手線のような検討も無理でしょうか。また、ルートの見直しや時間延長などはいかがでしょうか。誰でも乗車できるので、学生さんや通勤する方も利用できるのではないかと思います。

また、現在29人乗りのバスですが、バスより小さな車を併用しての運行形態についてはいかがでしょうか。ご検討いただければ、バスの増便やルートの見直しも可能になると思います。お答えください。よろしく願いいたします。

○ふるさと振興課長 太田圭介君

ただいま富田議員から、1つ目に折り返しや逆回りの検討、2点目にルートの見直し、3点目に運行時間の延長、4点目に小型車両の併用について、計4点ご質問をいただきました。

初めに、この質問内容につきまして、当町が抱える課題についてお示しをしたいと思います。

初めに、折り返し・逆回りの検討についてでございます。

当町が運営をいたしますお散歩バスは、安全に走行するため、主要道路を中心とし、ある程度道幅が確保された道路をルートとして設定をしており、その多くは分離帯のない道路を利用しております。仮に、折り返し・逆回りのルールを設定した場合、バス停留所を道路の両側に設置する必要があり、それに伴う事故の誘発や交通障害のおそれ、乗り間違いなどが危惧されるところでございます。

2つ目のルートの見直しにつきましては、お散歩バスは、公共交通の不便地区に対する利便性向上と外出機会の創出を目的として、駅や公共施設、医療機関、商業施設などを巡回する、地域住民の「くらしの足」を確保する公共交通機関として運行をしております。

これまでも、公共施設を新たに設置した場合ですとか、鉄道駅への接続により利便性の向上が見込める場合など、大きな環境の変化に応じて、適宜ルートの見直しを行っております。

3点目、運行時間の延長についてでございます。

お散歩バスの運行時間は、利用者像の想定を踏まえまして、通院、買い物、公共施設の開庁時間など、日常生活での利用を想定した時間帯となっております。

運行時間の延長は、新たな運転手の確保といった課題や、運転手の拘束時間の増による運

行経費の増大に大きく影響するため、費用対効果を正確に見極めていかななくてはなりません。

最後に4点目、小型車両の併用についてでございます。

以前に、29人乗りから15人乗りの車両に変更して運行をしてみいました。しかしながら、乗車定員を超える方への対応や、バス利用者からは、より乗りやすく空間広く乗りたいとのご要望などを踏まえまして、再度29人乗りの車両へと変更して現在に至っております。

現在においても1便当たり15名以上の方が利用される時間帯もございます。小型車両では乗車できない可能性もございますので、乗り残しの対応について検討が必要となります。

以上、これまで申し上げてきました、当町が抱えます課題を改めて整理し、あわせて、町民がお散歩バスに対してどのようなニーズをお持ちなのか、そのニーズを的確に酌み上げるためにはどのような方法が適切で効果的なのか、その手法について検討を重ねてまいりたいと思います。

以上でございます。

○10番 富田さとみ君

ありがとうございました。

次の質問にもつながりますが、予算の面、人員の面は、今現在のままでは難しい提案であるのは理解できます。人がいなければ成り立たないのも当然かと思えます。

また、停留所及び道路もかなり選んでいただいて、今現在あるのかと思って改めて感心いたしました。ありがとうございます。

では、次に、先ほども出ました運転手さんの問題にいきたいと思えます。

運転手の方は、日曜専属を除き4名の運転手さん、60歳以上と伺いました。勤務体制も含めて、どのようにやられているのかお聞かせください。よろしく願いいたします。

○ふるさと振興課長 太田圭介君

ご質問のありました運転手の勤務体制についてお答えをいたします。

現在、お散歩バスは5名の運転手で運行をしております。1名は日曜日専属、残りの4名で平日と土曜日に従事していただいており、2日間の連続勤務の交替制となっております。これは、運転手及び乗客の安全性を第一に考えた結果、現在の勤務体制となっております。

以上でございます。

○10番 富田さとみ君

運転手含む乗員の安全のため、余裕のある運営体系の構築をご考慮いただくようお願いいたします。今のままでは、将来運行ができなくなるのではと心配です。運転手さんが少ないように思えますが、急きよ、運転手の方が勤務できないときなどはどのように対応されているのか。また、今後の運転手確保、バスの運営持続のためにも、求人含め対策をお聞かせいただきたいと思います。

○ふるさと振興課長 太田圭介君

ご質問いただきました、急きょ運転ができなくなった場合の対応についてお答えをさせていただきます。

初めに、運転手5名おりますけれども、日曜日専属の運転手を含めました残り3名の方に運転をお願いをできないか、まずは相談をさせていただきます。その後、お三方ともご都合が悪い場合には町の職員で対応しているという状況でございます。

続きまして、運転手確保のための求人対策についてでございます。

運転手の確保に当たっては、町のホームページへの掲載やハローワークへの求人開拓に加え、現役の運転手からの紹介、そして、定年を迎えました消防職員にお声かけをさせていただいております。

議員ご指摘のとおり、運転手のなり手不足や高齢化の問題は深刻なものでありますので、引き続き、運転手に配慮した勤務体系に努めるとともに、安定的に人材を確保するため、継続的な運転手の募集を行い、働きやすい職場環境の整備充実を図ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○10番 富田さとみ君

運転手さんの職場環境の充実さはとても重要です。時間も心も余裕の持てるよう、配慮のほど、引き続きよろしく願いいたします。

次は、お散歩バスを多くの方が知り、手軽に利用、活用した移動手段につながればと思いを質問いたします。

もともと高齢者や移動手段が難しい方のための事業でしたが、今は誰でも利用可能なバス事業となっています。昨年の利用者数3万4,326名でした。蟹江の人口からすると少し少ないように思えます。利用者の増加を目指すことへの工夫も必要と考えますが、バスを絡めた企画、例えば、地元店舗や企業などとのコラボ、また、日曜コースでの蟹江の名所史跡を巡るなど、あわせて、お散歩バスに乗った特別感を出すことなど集客につながると考えますがいかがでしょうか。

○ふるさと振興課長 太田圭介君

ご質問のありましたバスの利用促進対策についてお答えをいたします。

初めに、お散歩バスの利用促進に係るご提言ありがとうございます。

ご提言の内容につきましては、現に利用されている方の妨げや不便をおかけしない範囲において慎重に検討を重ねなければならないと思っております。

今後、利用動向の調査ですとか意見収集に努めまして、お散歩バスの利用促進につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○10番 富田さとみ君

ありがとうございます。

そうですね。平日の企画については難しい点もあるかと思いますが、より多くの町民が乗る機会についてご検討を重ねていただきたいなと思います。

また、より多くの意見収集、先ほども言われた意見収集をよろしいお願いいたします。
では、4番目の質問に入ります。

利用者の中には、料金を支払ってもよいから本数増加を望む声もあります。蟹江町が運営するためには、誰でも乗降可能な今の方法が、予算を抑えつつ持続できることもお伺いいたしました。しかし、運賃徴収は別としても、たとえコストが高くなったとしても、利便性を上げるためにも本数を増やしていただけるようご検討いただければと考えますがいかがでしょうか。

○ふるさと振興課長 太田圭介君

ご質問のありましたバスの増便についてお答えをいたします。

現在のお散歩バスは、高齢者のみではなく町全域で、誰でも気軽に乗車することができる「地域の足」として利用してもらうため、利用者を制限することなく運賃無料で運行しております。

ご提言のありましたバスの増便については、利便性は増すものの、それに伴う運行経費の増大や運転手の確保が課題となり、加えて、タクシーやバスなどの運送事業者との調整も必要となってきます。現時点においては、全ての利用者のニーズにお応えすることが難しいのが現状でございます。

しかしながら、この先の高齢化の進展により移動が困難となる方の増加を見据えますと、現在のバスの運行形態をそのまま継続することが最善であると断言できるものではございません。今後も、公共交通の在り方について、運行形態の見直しや、場合によっては新たな方式の導入が必要になることも想定されるところであり、引き続き検討を重ねてまいります。

以上でございます。

○10番 富田さとみ君

ありがとうございます。

難しいとは理解できますが、先ほど料金徴収のこともお伺いしましたが、ここで、今後有料化した場合にどのような課題・問題があるか教えていただければと思います。

○ふるさと振興課長 太田圭介君

ご質問のありましたバスの有料化に対するその課題についてお答えをさせていただきたいと思っております。

現在のお散歩バスは、町が運営主体となり運賃を無料で運行しておりますので、道路運送法に位置づけられた事業ではなく、この法律に基づく許認可は不要となり、白ナンバーで運行しておるといっていただいております。

仮に、運賃を無料から有料へ変更する場合には、道路運送法に根拠を持つ地域公共交通会

議の立ち上げや、道路運送法施行規則に基づく構成員、例えばバスですとかタクシー事業者、あとは中部運輸局長、必要に応じて警察署ですとか道路管理者との運賃についての協議を重ねていかななくてはなりません。

また、現在のバス事業を白ナンバーでかつ有償での運送が認められるのは、バスやタクシー事業者による運送が困難であり、かつ、この運送が地域の住民にとって必要であることについて地域公共交通会議ですとか運営協議会において合意があった場合のみに限られますので、町の一存で決定することではございません。

お散歩バスの有料化につきましては、蟹江町全体の利用者負担の在り方として、引き続き検討を重ねていきたいと思っております。

以上でございます。

○10番 富田さとみ君

ありがとうございます。

許可の面ですとか、ほか事業者との調整などひとくくりにはできないことも理解できました。私自身、今回の質問が知る機会になったのでありがとうございます。

では、最後に、蟹江町南部、鍋蓋新田・南・舟入地区在住の方のための「かにあし」がございます。こちらは介護課と社協が所管していて、お散歩バスはふるさと振興課がそれぞれ所管されております。町民の足の確保、移動手段を目的としていますが、情報などの共有はされているのでしょうか。1つの課がまとめると、課題や住民のニーズにも喫緊に把握可能で対応できるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○ふるさと振興課長 太田圭介君

ただいまご質問のありました他部署との情報共有についてお答えをいたします。

当町におきましては、公共交通をテーマに検討会を開催をしております。構成メンバーは、他市町からのバスの乗り入れなど広域連携という視点で政策推進課、かにあし事業に関係する介護支援課など複数の部署で構成をしております。この会議では、各事業課が抱える課題や現状の把握、今後の方向性などについて認識を共有をしております。

まずは、この会議を効果的に開催をしながら、公共交通に係る課題やニーズ等の情報を共有し、速やかに意思決定が行えるよう組織横断的に検討を重ねてまいります。

以上でございます。

○10番 富田さとみ君

現状は、まとめることは難しいとは思いますが「かにあし」も期限も決まっていると伺っております。同じような事業と感じ、質問させていただきました。バス事業の今後の進展に期待していきたいと思っております。これからも情報共有に努めていただき、快適なバス運営を目指していただければと思います。

また、今後ますます高齢化は進み免許返納も増えます。お散歩バスの需要も高まることで

しょう。人員確保が難しい点も多く予算もかかるでしょうが、工夫と創意で利用価値を高め、蟹江町民の足、移動手段を、将来も安定的に確保していただき、いろいろな意見もあるということも今後の編成時にはご考慮いただければと思います。特に、蟹江南方面の移動手段については検討を重ねていただき、よりよい事業として進めていただきたいと思います。

今回、私がお散歩バスについてご質問させていただきましたが、これからも町民の足として、これからますます便利になり、利用しやすくなればと願っております。お散歩バス、私もまた乗らせていただきます。町民の方々も、どうぞこれからも乗っていただければと思っております。

これで質問を終わらせていただきます。真摯（し）にお答えをいただきまして誠にありがとうございました。ありがとうございます。

○議長 水野智見君

以上で、富田さとみさんの質問を終わります。

ここで、保険医療課長の入場を許可します。

少し早いですが、暫時休憩とします。

再開は午後1時からといたします。

(午前11時55分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時00分)

○議長 水野智見君

質問4番 板倉浩幸君の1問目「安心できる国民健康保険のために」を許可します。

板倉浩幸君、質問席へお着きください。

○6番 板倉浩幸君

6番 日本共産党 板倉浩幸でございます。

私は、1問目として、「安心できる国民健康保険のために」と題して伺っていきます。

日本の公的医療制度では、会社員、公務員とその扶養家族は、協会けんぽ、組合健保、共済組合などの被用者健康保険に加入をして医療を受けます。75歳以上の高齢者と65歳から74歳までの障害者は、後期高齢者医療制度に加入させられます。

国民健康保険は、これらの制度に入らない全ての国民のための医療制度であります。以後、国民健康保険を国保と言っていきます。

現役時代は健保に入っていた人も、年金生活者になると多くは国保に加入します。誰もが一度はお世話になる医療保険であり、国民皆保険を土台から支える制度と言えます。国保は、現時点の被保険者数は2,600万人であります。国保の保険料は市町村ごとに決められ、国民健康保険料、または国民健康保険税として世帯単位で徴収をされます。

今、この国保が高過ぎて払えないことが各地で大問題となっています。同じ年収、世帯構成で保険料が、例えば給与年収300万円、給与所得控除の所得が200万円の夫と所得のない妻、ともに30代です、に小学校の子どもが2人いる4人世帯の場合、2023年度の国保税は、名古屋市で25万円、あま市、愛西市で28万円、弥富市で33万円、津島市、蟹江町、大治町で約27万円となっています。

同じ世帯が、中小企業の労働者が加入する被用者保険、協会けんぽに加入していた場合、保険料の負担は14万円台です。国保料の高さは明瞭です。同じ年収、家族構成の世帯が、加入をする医療保険が違うだけで負担が2倍前後違うというのは、まさに制度間の格差不公平と言えるのです。

国保の保険者は市町村が担ってきましたが、2018年から都道府県が加わり、都道府県が財政運営の責任を担うようになりました。都道府県で広域化をすれば、スケールメリットにより、国保財政の困難を解決できるのではと思っている方がたくさんいますが、これが大きな間違いです。

都道府県に国保財政の運営責任を負わせ、医療費適正化計画による給付費抑制や地域医療構想による病床削減などの制限を全て都道府県に集中し、一体的施策として医療費削減を強力に推し進めるための仕組みづくりなのです。また、都道府県単位化の当初から法定外繰入れの解消、また保険料水準の統一を目指しているため、保険料（税）の大幅引き上げをもたらしています。

そこで、国保の仕組みから都道府県単位化、また改善について伺っていきます。

まず、これまでの国保運営、先ほど申しました国保運営との最大の違いは何かです。県単位化前と後をお聞きしたいと思います。

○保険医療課長 後藤雅幸君

ただいまご質問にございました県単位化前と後の最大の違いについてお答えをさせていただきます。

平成29年度以前、県単位化前でございますが、市町村が国民健康保険事業特別会計の予算を管理運営しておりました。また、県単位化後の平成30年度以降でございますが、都道府県の役割としまして、都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国民健康事業費納付金の額の決定や、保険給付に必要な費用を全額市町村に対して支払うことにより、国保税材の歳入と歳出を管理する役割を担っております。

また、市町村の役割としまして、都道府県が市町村ごとに決定した納付金に見合った保険料を設定、徴収し、都道府県に納付する役割を担っております。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

つまり、ここでいうと愛知県が加わってやっていくということですか。

そこで、今、県単位化の制度の後、変わった後ですけれども、国保税の税率、また額を決めるのは、また徴収するのも、今でも自治体、ここでいう蟹江町の役割でありますよね。その辺確認をしたいと思います。

○保険医療課長 後藤雅幸君

ただいまご質問にございました保険料を、どの自治体というか、行政が決めるのかというご質問でございますが、保険税の税率を決めるのは、県が示す標準保険料率などを参考しながら蟹江町が決定をいたします。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

その確認で、最終的には、蟹江町が保険税率を決めるということです。

それでは、国保は、人々の医療を受ける権利を公的責任で保障する公的医療保険の一つです。その運営のために、国庫負担も投入をされ、国の社会保障として運営をされています。

国保は、自助、相互扶助では決して支えることができない人々の医療保障を図り、受診する権利、また健康になる権利、生きる権利を保障するために、国民全てが、何らかの公的医療保険制度に加入をする皆保険制度の土台として整備をされてきました。国保法は、国民の生存権を定めた憲法第25条に基づく法律で、誰もが必要な医療を受けられる社会保障の一つです。国保の目的は社会保障なのです。

被用者保険（社会保険）に加入していない全国民が加入対象で、自営業者や失業者、また年金生活者の方が多くを占めることは発足当時から予想されました。国保税の設定も保険制度が前提なので、全ての加入者に保険税を賦課する制度設計となっております。

国保税の算定は特別な方式が取られています。被用者保険は、収入に応じて保険料が決まり、税法上、扶養家族には保険料は賦課されません。一方、市町村国保医療分は、あらかじめ医療給付費が幾らになるかを予想して、それを加入者全員で割り振りをし、国保税の水準を決めます。その上で、住民票上の世帯主に支払いを求めます。

そこで、国保税の仕組みが分かりづらいので、国保の仕組みについて伺っていきます。

国保税は、前年度所得と加入者人数で決まり、その中で応能部分、また応益部分というものがあります。これについてお願いをいたします。

○保険医療課長 後藤雅幸君

ただいまご質問にございました国民健康保険税の仕組みについて説明をさせていただきます。

国民健康保険税の賦課方法は、受益に応じた応益割と負担能力に応じた応能割があり、応益割、応能割は、それぞれ2種類の賦課方法がございます。

まず、応益割でございますが、1つ目の種類としまして均等割がございます。こちらは、世帯に属する被保険者数に応じて賦課をさせていただきます。

応益割の2つ目の種類といたしまして平等割がございます。こちらは、世帯ごとに賦課をさせていただくものでございます。

また、応能割の1つ目の種類としまして所得割がございます。こちらは、世帯に属する被保険者の所得に応じて賦課をさせていただきます。

応能割の2つ目の種類としまして資産割がございます。こちらは、世帯に属する被保険者の固定資産税額に応じて賦課をさせていただくものでございます。

実際の賦課においては、各市町村の判断により、所得割、均等割を採用する2方式、所得割、均等割、平等割を採用する3方式、所得割、資産割、均等割、平等割を採用する4方式のいずれかの方式を採用し、蟹江町は4方式を採用しております。

資産割につきましては、平成30年度から段階的に税率を低くし、令和6年度は資産割廃止とする予定でございます。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

今、応益割と応能割の説明をしていただきました。

蟹江町も県単位化になって、今言った資産割をなくす方向での3方式を取っていく予定でおります。県内どここの自治体もこの方向で、もうほとんどの自治体が資産割、今、ない状況であります。

そこで、もう一つ、国保税の医療費分、基礎の部分ですけれども。それと後期高齢者支援分、介護保険分があります。この3種類の構成で保険税が決まってきます。この分の割り振りをお願いいたします。

○保険医療課長 後藤雅幸君

ただいまご質問にございました国民健康保険税の構成でございますが、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額から成り立っております。

まず、基礎課税額でございますが、医療分として、国民健康保険に加入する全ての被保険者にご負担をいただいております。

また、後期高齢者支援金等課税額でございますが、こちらは、後期高齢者医療支援金分として、国民健康保険に加入する全ての被保険者の方にご負担をいただいております。

最後に、介護納付金課税額でございますが、40歳以上65歳未満の被保険者は介護保険分の保険税をご負担いただいております。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

それでは、ここで最終的に、今、介護が含む、含まないというのがあるんですけれども、例えば40歳から65歳の世帯、また、今の40歳から64歳の方を含まない世帯で賦課がされるんですが、その辺の賦課の税をお願いいたします。

○保険医療課長 後藤雅幸君

それでは、ただいまご質問にございました国保税の計算の方法でございますが、所得割、資産割、均等割、平等割がございますが、まず1つ目として所得割でございますが、その世帯の所得に応じて算定をさせていただきます、実際には、所得額に40歳未満の方ですと8.7%、40歳以上の方ですと10.7%の税率を掛けて計算をさせていただきます。

2つ目に資産割でございますが、その世帯の資産に応じて算定をさせていただきます、実際には、固定資産税額に40歳未満の方ですと6%、40歳以上の方ですと7.25%の税率を掛けて計算をさせていただきます。

3つ目に均等割額でございますが、こちらは加入者1人当たりお幾らとしてご負担いただくもので、40歳未満の方ですと3万4,000円、40歳以上の方ですと4万5,000円をお一人当たりご負担いただくものでございます。

最後に平等割でございますが、1世帯当たり幾らとして、その世帯としてご負担いただくものでございます。40歳未満の世帯ですと3万円、40歳以上を含む世帯ですと3万6,000円、定額でご負担いただくものでございます。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

最終的に、それによって賦課されて保険税が決まってきます。

均等割の部分、本当初、社会保険と比べて国保は均等割で、生まれたばかりの赤ちゃんもかかってくるというのが今現状であります。

それでは、現在、国保の加入者世帯で最も多いのが無職の方です、43.5%。次に多いのが被用者、労働者が33.2%、合わせて8割近くを占めております。農林水産業者、自営業者の減少や、国保加入者の高齢化に伴う年金生活者などの増加と派遣などの非正規雇用の増大により、被用者の増加が影響してきます。最後の受け皿、国保加入者の8割近くが、無職、年金生活者と非正規雇用などの被用者であります。

それでは、それらの方も含めてですが、国保の国の法定減免制度があります。これについて伺っていきます。

社会保障制度として、国は低所得者世帯の国保税を軽減する法定減免制度を設けています。この制度自体どのようなものか、まずお聞かせをください。

○保険医療課長 後藤雅幸君

それでは、ただいまご質問にございました法定減免制度について説明をさせていただきます。

国民健康保険税の額を算定する際、法令により定められた所得基準を下回る世帯については、被保険者応益割である均等割、平等割額の7割、5割、または2割を軽減する制度でございます。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

法定減免のお話をさせていただきました。それで、7割、5割、2割の軽減があります。ちなみに、申請なしで減免制度を受けられますか、お願いいたします。

○保険医療課長 後藤雅幸君

こちらの法定減免の計算でございますが、被保険者の方に申請をいただくことなく、各被保険者の方の町民税などの申告の所得を基に、私たち蟹江町、保険者などが計算をさせていただきますものがございます。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

法定減免については、今答弁あったように、別に申告なく、自治体のほうで所得を見て、対象に当たる世帯なのかを判断します。

今、法定減免制度の話ですが、この制度ありますが、現行の制度では、低所得世帯ほど国税の未納世帯が増える状況であります。減額制度の対象範囲と減額割合の拡大が求められていますが、この考えについてお聞きしたいと思います。

また、今、未納の話をしましたので、過去5年間分の収納率についてもお聞かせください。

○保険医療課長 後藤雅幸君

ただいまご質問にございました減額制度の対象範囲の拡大と割合の拡大のことについてお答えをさせていただきます。

蟹江町では、保険税の負担を軽減するため、障害者医療、母子・父子家庭医療、精神障害者医療のいずれかの受給者証の交付を受けている国民健康保険被保険者の均等割額を半額減額する施策を行っております。

減額制度の対象範囲と減額割合の拡大は、国の制度に従って実施していきます。

また、ご質問にございました過去5年間の収納率の推移でございますが、平成30年度の収納率が95.2%、令和元年度が95.3%、令和2年度が94.9%、令和3年度が96%、令和4年度が95.8%でございます。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

今、減免制度の拡充の話をして、この辺については後からも質問していきます。町独自の減免制度の拡充ということで、これから後で聞いてきます。

収納率についても95%前後で推移をしていますが、コロナ禍でも、コロナ減免もありましたのでそれほど落ち込んでいないんですね。そのことを踏まえて、後で収納率についても伺っていきます。

次に、都道府県単位化、冒頭で説明、答弁をもらった納付金の話が出ました。

国保事業費納付金はどのようなものか、詳しくまたお願いをいたします。

○保険医療課長 後藤雅幸君

ただいまご質問にございました国民健康保険事業費納付金でございますが、これは、都道府県が行う国民健康保険事業に必要な費用を、市区町村の医療水準、所得水準などを反映し算定した額を、国民健康保険事業費納付金として各市町村が都道府県に納付するものでございます。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

納付金とはどういうものかをお聞きしました。

これまでの国保運営との最大の違いというのは、最初に聞いた都道府県が財政運営を握っていくということです。都道府県は、各自治体の医療水準と所得水準に応じて国保事業費納付金を決定していきます。市町村は、都道府県にこれを100%納める義務を負っていきます。都道府県は、各市町村が納付金を納めるために必要な標準保険税率や標準収納率を示し、各市町村は、それを参考に保険料率を決定し、住民から賦課徴収することとなります。市町村が行う賦課徴収は、都道府県による制約を余儀なくされています。

それでは、この納付金、県には100%の納付を義務づける市町村を苦しめる納付金であります。このように100%納付の義務を負いますが、先ほど答弁のあったように収納率は95%前後であります、100%ではありません。これについての考えをお願いいたします。

○保険医療課長 後藤雅幸君

ただいまのご質問についてお答えをさせていただきます。

国民健康保険税の未納は、被保険者間の公平性を損なうため、収納率の向上に一層努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

100%納めないかん。でも、実際には95%しか入ってこないよ。もう、収納率を上げて、向上させるしかないという答弁です。

ということで、先ほど申し上げた特に所得が少ない方、やはり収納は落ちる傾向があります。そこで、国保税の改善について、求めることについて、これから伺っていきます。

最初に、民生部長にお聞きをいたします。

人頭割りというべき均等割、平等割保険税があること自体が私は問題であると思います。所得に応じた保険税、応能負担に、これを国保もすべきと考えますが、この考え方についてお願いをいたします。

○民生部長 不破生美君

ご質問いただきました国保の算定方法でございますけれども、先ほど来、板倉議員がおつ

しゃられておりますように、国保とそれから被用者保険というのが、算定構造上、全く異なるものでございます。そちらはご了承いただきたいと思えます。

その上で、国民健康保険税につきましては、国民健康保険法や地方税法等で規定をされてございますので、現在、どこの市町村もそちらに沿って算定をするという形を取ってございます。

蟹江町といたしましては、現在4方式を算定しておりますけれども、令和6年度には3方式となるよう、計画的に、段階的に見直しを行っておる状態でございます。

以上です。

○6番 板倉浩幸君

社保とちょっと違った構造ですよ。また、当初ずっと4方式、蟹江町は資産割が結構割合が高かったんです。そこをゼロにすると、本当に均等割、平等割、所得割が水準を引き上げるということをしてきたんですけれども。

それでは、これもちょっと民生部長にお聞きしたいと思えます。

現物給付による医療費の助成です。子どもの医療費助成制度というのも、蟹江町も18歳まで今行っています。この医療費助成の実施に伴う国庫負担軽減措置を、今、国庫負担の医療費助成によって減額をされております。これを、やはり完全に廃止、また県に負担をさしていかなければならないと思うのですが、この点についてお願いをいたします。

○民生部長 不破生美君

ただいまお問い合わせいただきました子ども医療費の関係の減額措置でございますけれども、こちらの子ども医療費助成に伴う減額措置につきましては、現在は未就学児までのところで、それ以上実施するところについては、減額措置を取りますよというペナルティー的なものが課せられているんですけれども、こちら、国のほうで、今、こども・子育て政策のほうを充実させるというところで、現在、未就学児までのものを、18歳未満までは減額措置は取りませんよという廃止方向で調整を進められておるところですので、時期等は未定でございますけれども、いずれそのような方向になってくるものと思えます。

また、子ども医療費助成につきましては、国の統一的な医療費助成の事業として実施を、引き続き町としても求めていきたいと思っております。

以上です。

○6番 板倉浩幸君

そうなんですよね。今、子ども医療費、県がやらない、国がやらないから町単独でやっている事業で、子育て支援の観点から18歳までできたのにペナルティーがあるんですよね。これ自体、本当に何とか、廃止の方向で、今、国も検討されているみたいですが、なかなか進まないということで、これはぜひ蟹江町からも県・国に要望していただきたいと思えます。

それでは、次に行きたいと思います。

この間、標準保険税率、国保運営方針、保険者努力支援制度などの仕組みが発動される中で、一般会計から国保会計への公費の独自繰り入れを行う自治体数と繰入額は減ってきております。国保の都道府県単位化実施後も、地方自治の原則に基づき、自治体の判断で一般会計から国保会計への公費繰り入れができることは、国会審議の中でも厚労省も答弁をしております。

このように、町の自治権を尊重し、条例減免などの積極的な活用をし、一般会計からの法定外繰り入れを継続、拡充についての考え方をお聞かせお願いいたします。

○保険医療課長 後藤雅幸君

それでは、法定外繰り入れについての考えをとということでお答えをさせていただきます。

県内の市町村で、同じ所得水準、同じ世帯構成であれば、同じ保険料水準となる保険料水準の統一に向けて協議が進められているため、法定外繰り入れについては慎重に検討する必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

法定外繰り入れについては慎重に検討していくということですが、県単位化になって、愛知県じゃない国だね、国が法定外繰り入れの解消、また、なくせという方向では動いてきます。

それでは、今の法定外繰り入れについてもうちちょっと聞きたいと思います。

一般会計からの繰り入れをどうするかということにつきましては、それぞれの自治体でご判断をいただき、これを制度によって禁止するというふうなことを考えていないという厚労省の答弁であります。

そもそも、地方自治体が、条例や予算で住民福祉のための施策を行うことを国が禁止したり、廃止を強制したりすることは、憲法第92条が定める地方自治の本旨や、第94条の条例制定権を侵すものであります。だから、国も標準保険税率を建前上は参考値とせざるを得ず、厚労省も国会で自治体の判断と答弁せざるを得ませんでした。

市町村が自らの判断により、国や都道府県の圧力をはねのけ、一般会計による国保税の負担抑制や自治体独自の保険減免を維持、拡大することは可能であると思います。このことについて、今申し上げたことについて、再度、法定外繰り入れについてお願いをしたいと思います。

○保険医療課長 後藤雅幸君

ただいまご質問にございました法定外繰り入れについてですが、まず基本的な考え方でございますが、まず赤字の決算補てんを目的とした一般会計からの法定外繰り入れというのは、やはり国も言いますように、原則認めていないというところでございます。

ただし、それ以外の、例えば保険税の減免額に充てたり、あるいは地方単独事業の医療給付費の波及による増額を抑制したり、あるいは特定検診などの保険事業に充てたりと、そうした事業に法定外繰り入れを充てる場合に関しては、やむを得ないものという見解も示しておりますので、そういったやむを得ない事業については法定外繰り入れを活用するということがありますけれども、ただ、冒頭に申し上げたように、法定外からの繰り入れについては慎重に取り扱いたいというふうに考えております。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

今答弁、決算目的、赤字になる決算補てん目的とそれ以外の制度があります。

もう一点、今の法定外繰り入れについて、参考を申しながらちょっと聞きたいと思います。

一般会計からの法定外繰り入れは、削減、解消となる繰り入れ、決算補てん目的、決算補てん等の目的と削減解消とならない繰り入れ、決算補てん目的外に分類をされます。国保77条は、被保険者に、被災、病気、事業の休廃止など特別な事情がある場合に、市町村が条例を定めて国保料・税を減免できることを規定しております。何を特別な事情とみなすかについては、政令、省令の定めもなく、自治体の長の裁量に委ねられます。

条例減免による子ども均等割減免は、子どもがいることを特別な事情を扱うことで実行をされています。自治体の公費投入は、政府、厚労省の区分では、決算補てん等目的以外の法定繰り入れと扱われ、すなわち国保運営方針でいう削減、解消とすべき赤字とはみなされず、保険者努力支援制度の減点理由にもなりません。

条例減免を実施するために行われた法定外繰り入れを、削減、解消すべき赤字の対象にはならず、同様に、自治体が、先ほど話した子どもらの医療費無料化を行い、そのペナルティーとして国から国保の国庫負担削減が行われた分を一般会計から公費投入で補う場合も、その部分の繰り入れは赤字と扱われないこととなっています。

このように、一般会計からの法定外繰り入れは、国保法第77条に基づく減免に充てるための法定外繰り入れであり、削減、解消とならない繰り入れであります。この繰り入れをもっと活用してほしいと思うのですが、再度、法定外繰り入れについてお願いをいたします。

○保険医療課長 後藤雅幸君

ただいまのご質問にございました減免等に伴う法定外繰り入れでございますけれども、今後、減免等につきましては、様々な施策などを検討していきながら実施していきたいと考えておりますので、現状で実施するかどうかという明言についてはお答えしかねますけれども、今後の国の施策や町の施策等を考えながら実施していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○民生部長 不破生美君

今、保険医療課長のほうからお答えをさせていただきましたけれども、まず一つ、県単位

化というのを、一つ念頭に置いていただかないといけないかなと思っておるんです。

板倉議員もおっしゃられましたように、保険料水準の統一というのがまずございます。その中で、それぞれ各市町村が行っております単独の減免についての取り扱いというのが一つの課題に上がっております。

その取り扱いをどうするかということも、保険料水準の統一のクリアしていかななくてはいけない課題になってございますので、今一つ、やはり単独でやっておるものについてどうしていくかというのは、統一化の中で一緒に考えていくべきものだと思っておりますので、これからも慎重に検討していきたいと思っております。

以上です。

○6番 板倉浩幸君

法定外繰り入れ、こういうのを参考にしながらやっている自治体あるんですね。

子どもの均等割上乘せ、名古屋市なんかは、本当一律、最初の法定減免についても上乘せをしたり、さらなる均等割について、パーセントを上乘せをしたりしている制度があります。

それでは、これも今、民生部長も法定外繰り入れについてお答えをしてくれましたが、これについてもちょっとお聞きをしたいと思います。

今、コロナ危機と物価高で、苦境にあえぐ国民が急増する中、条例減免の仕組みを活用し、子どもの均等割の独自減免、また子育て世代、ひとり親世帯、生活困窮世帯、障害児、障害者がある世帯などの国保税の減免を行っていくことは、いよいよ重要となってきました。このことについてお願いをいたします。

○民生部長 不破生美君

福祉医療減免の関係で、町のほうでは、今現在、実施をさせていただいております。

先ほど保険医療課長が申しましたように、障害者手帳をお持ちの一定の方、それからおひとり親家庭医療をお持ちの方、それから精神障害者医療をお持ちの方については、申請をすることなく、こちらのほうで把握をさせていただいて実施をさせていただいておりますので、引き続きこちらの福祉医療減免のほうで対応させていただきたいと思っております。

以上です。

○6番 板倉浩幸君

法定外繰り入れについて、何度か質問をさせていただきました。

それでは、ちょっとまた違った観点から国保会計、今、特別会計ということでもあります。これについて毎年決算でも報告ありますが、今積み立てられた現在の基金、また決算の繰越金がどうなっているのか、5年間についてお願いをいたします。

○保険医療課長 後藤雅幸君

それでは、ただいまご質問にございました過去5年間の国保の基金積立金の金額と翌年度繰越金の額についてご説明をさせていただきます。

平成30年度でございますが、基金の積立額は2億4,146万6,023円でございます。繰越額は5,954万679円でございます。令和元年度の基金の積立額は2億8,146万8,023円でございます。翌年度の繰越額が5,695万1,340円でございます。令和2年度の基金の積立額が2億147万23円でございます。翌年度繰越額が1億3,925万7,965円でございます。令和3年度の基金の積立額が2億147万2,023円でございます。翌年度繰越額が1億5,001万322円でございます。令和4年度の基金の積立額が2億154万5,023円でございます。翌年度繰越額が1億3,725万666円でございます。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

今、基金と決算の繰越金聞きました。

一時期コロナのときもあって繰越金増えたりしています。大体、推移としては2億円から2億5,000万円基金があって、繰越金が大体1億3,000万円から5,000万円。少ないときに5,700万円ぐらいあったみたいですけども、大体繰越金が横ばい程度になっています。

では、今の令和4年度の繰越金、これらを使って、保険税に引き下げの減免制度の拡充が活用できないのかお願いをいたします。

○保険医療課長 後藤雅幸君

基金による、余剰金による国保税の引き下げについてのご質問でございますが、令和6年度は資産割の廃止を予定しており、保険税の歳入が少なくなることが見込まれるため、基金積立金や翌年度繰越金を活用していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

来年見直しですよ。資産割、最終的、もうゼロになるということで、今の基金と繰越金で対応していくということです。

では、ちょっと最後のほうですけども、現在、国保税は所得から基礎控除43万円のみを差し引いて算定をする旧ただし書方式です。扶養や配偶者控除などの各種控除を差し引いて保険税を算定する住民税方式に改めるべく、応能負担の制度にするべきだと思いますが、この点について、所得割を旧ただし書方式ではなく住民税方式にできないのか、お願いをいたします。

○保険医療課長 後藤雅幸君

平成25年に政令及び省令の改正が行われ、旧ただし書方式に一本化されたため、所得割の計算方法を変更することはできないというふうに考えております。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

旧ただし書をしていくよと。確かに、平成25年になったんですけども、それがなかなか、

何で基礎控除のみなのということでもあります。

それでは、最後に、傷病手当について伺っていきます。

コロナ禍でもあった傷病手当制度を、町独自で実施できないのかお願いをいたします。

○保険医療課長 後藤雅幸君

現在のところ、国民健康保険事業の特別会計においては、傷病手当の導入ということは検討をしておりません。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

できないということで、国保会計でやれないのであれば、大口町に事業者休業支援金制度があります。町内の事業者が、医師の診断が伴う病気やけがにより事業を休業するなど、事業活動の停止を余儀なくされた場合、事業者が安心して事業活動を再開できるような制度があります。

この大口町の支援金制度の創設ができないのか、いい制度だと思いますので、最後に聞いて終わりたいと思います。

○ふるさと振興課長 太田圭介君

ただいまの事業者休業時支援補助金の創設についてお答えをいたします。

ご提案をいただきました補助金については、疾病等による事業活動の停止を懸念される事業者の負担を軽減し、安心・安全な事業経営に寄与するものであると考えます。

ただし、本件につきましては、蟹江町商工会からのご要望、もしくは事業者から蟹江町に対しての直接的なご意見、ご要望というものはいただいていないのが現状でございます。

よって、現在のところ、町として独自に補助制度の創設の予定はございませんが、引き続き事業者が真に必要なニーズの把握に努めてまいります。

以上でございます。

○議長 水野智見君

以上で板倉浩幸君の1問目の質問を終わります。

ここで、保険医療課長、ふるさと振興課長の退席と、住民課長の入場を許可します。

暫時休憩します。

(午後1時50分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時51分)

○議長 水野智見君

板倉浩幸君の2問目「自衛隊への名簿提供について」を許可します。

○6番 板倉浩幸君

6番 日本共産党の板倉浩幸でございます。

続いて、2問目として、「自衛隊への名簿提供について」と題して伺っていきたいと思います。

近年、自衛隊への応募者数が減少傾向をたどる中、自衛隊員の募集業務をめぐる国の地方自治体への働きかけが、以前よりも増して強化されています。

特に、防衛省が自衛官や自衛官候補生募集に関し、必要な資料だとして、募集対象者の住民基本台帳4項目、氏名、年齢、生年月日、性別、住所を、紙または電子媒体で自衛隊に提供するように求める依頼を毎年続け、従来の台帳閲覧による対応から逸脱し、住民の個人情報、名簿や宛名シールなどの形式で自衛隊に提供する自治体が全国で急増しています。

自衛隊をめぐるのは、少子化に加え、2015年の安保関連法の成立以後、任務の危険度が格段に高まったことなども影響し、とりわけ現場部隊で中核となる曹や現場の最前線活動をする士といった階級下位の自衛官を養成する一般曹候補生や自衛官候補生の採用環境で厳しさが増大、2009年度に4万3,639人だった一般曹候補生の応募者数は、2022年には2万4,841人まで落ち込み、4割強の減少幅となっています。

また、任期制で採用される自衛官候補生についても、今春の採用達成率が2009年以降、最低となる4割強にとどまる見込みで、その人的基盤の揺らぎが顕在化してきています。

急増する適齢者名簿の提供で、防衛省、自治体は、現在、この人的基盤を強化するために、自衛隊員の募集業務をめぐる地方自治体への協力要請を強める体制づくりを着々と推進しており、この中心にうたうのが、募集対象者の個人情報の提供を求める動きにほかなりません。こうした名簿などは自衛隊員募集のための適齢者名簿と言われ、主に募集案内のダイレクトメールの送付に利用されます。

名簿化は、自衛隊にとって最大の勧誘対象である高校3年生、18歳を中心に、近年では大学新卒者も増えていることから、大学のある自治体などでは、22歳の住民も対象にされる場合も多くなっています。また、18歳から募集年限となる32歳までの全住民の個人情報を提供した自治体もありました。

そこで伺っていきます。

従来、多くの自治体が名簿を提供せずに、閲覧、書き写しにとどめていましたが、蟹江町では今まで、令和4年度までですけれども、どのように対応していたのかまずはお聞かせをください。

○住民課長 戸谷政司君

それでは、ご質問ございました町の対応についてご答弁させていただきます。

令和4年度までにつきましては、対象者を抽出した一覧、こちら、名前と住所のみとなっておりますけれども、そちらのほうを閲覧により、おみえになった方が紙に転記する方式を取らせていただいていたという状況でございます。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

今、昨年度までは閲覧、住所と氏名を閲覧していました。

では、決算のときにも聞きましたけれども、今年度、令和5年度の対応をどう取ったかです。それについて対応をまずお聞かせしていただき、具体的に名簿の提供なのか、宛名シールなどの形式なのか、また、18歳、22歳、32歳までの適齢者名簿のどの年齢かをお願いいたします。

○住民課長 戸谷政司君

今年度の対応についてでございます。

令和5年度につきましては、対象者を抽出した一覧、こちら、名前と住所のみの提供となりますが、こちらは一覧を紙媒体により提供をさせていただいております。

なお、対象となった年齢につきましては、本年度18歳になられる方が対象となっております。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

令和5年度の対応については、名簿の提供、紙媒体で提供し、18歳の適齢者の名簿を紙媒体で渡したということです。

それでは、多くの自治体が、住民基本台帳に記載されている氏名、生年月日、住所の個人情報、自治体が紙や電子媒体の提供をしております。自衛隊の勧誘チラシの郵送などが目的で、従来は多くの自治体が、蟹江町でもそうですが、多くの自治体、名簿を提供せず、閲覧にとどめていました。

防衛省の資料によると、2022年度に名簿を提供した自治体は、全国1,747の自治体中1,068の自治体となり、21年度比と比べても約1割増。住民基本台帳の閲覧は、534自治体と約2割減少して、閲覧から名簿提供に移行しています。今年度はまだまだ増えていきます。蟹江町においても、今年度から閲覧から紙媒体での名簿を提供したということでもあります。

それでは、自衛隊の適齢者名簿情報の提供について伺っていきます。

初めに、どこの自衛隊の管轄からの申請が来ているのかお願いをいたします。

○住民課長 戸谷政司君

それでは、ご質問にお答えさせていただきます。

どこの管轄からということですが、自衛隊愛知地方協力本部長より蟹江町長宛てに、自衛官等募集対象者の紙媒体による提供について依頼が来ております。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

自衛隊の愛知県地方本部長だよ。この方が来て、本部長なのか部なのかはちょっと分か

らないですけれども、それでは、多分毎年来ていると思います。

このことについて、毎年いつ頃来られているのかお願いをいたします。

○住民課長 戸谷政司君

それでは、お答えさせていただきます。

例年5月の中旬頃に依頼があり、5月の下旬頃に来庁されているという状況でございます。今年度につきましては、5月16日付で依頼がございまして、5月29日に来庁されて名簿を提供しているという状況でございます。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

毎年5月の中旬に来ているみたいです。

では、今回、適齢者名簿の対象となる方が何人いたのかお願いをいたします。

○住民課長 戸谷政司君

それでは、対象者についてお答えをさせていただきます。

依頼される対象者につきましては、本年度中に18歳になられる方。今年度につきましては、平成17年4月2日生まれから平成18年4月1日までに生まれた方、こちらで日本国籍を有する方が対象でございますので、対象者といたしましては306名でございました。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

それでは、今答弁あったように18歳、306名ということで、蟹江町でも18歳の名簿提供をしましたよ。

では、住民基本台帳のどこまでの項目の提供をしたのか、今までと同じなのかお願いをいたします。

○住民課長 戸谷政司君

情報提供の項目についてご質問をいただきました。

情報提供させていただいた情報につきましては、先ほど申し上げたとおり、氏名と住所のみとなります。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

住所と氏名だけですよということなんだけれども、今答弁あった自衛隊愛知地方協力本部長の依頼だと、氏名と生年月日、男女別、また住所の情報に関する資料出しを、紙媒体または電子媒体での提供依頼ではありませんでしたか、この点についてお願いいたします。

○住民課長 戸谷政司君

提供につきましては氏名と住所のみというところで、依頼についても、住所と氏名のみというところでおると認識しております。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

ほかの自治体では、4項目、住所、氏名、年齢と、あと男女かのところまで資料出しをお願いしているところもあります。

それでは、こうした背景にあるのは、国からの圧力や募集体制の強化にほかなりませんが、近年の経過を見ると、2019年1月から2月にかけて当時の安倍晋三首相が、衆議院の本会議や自民党大会などで自治体への適齢者名簿の提供を念頭に、「全国の6割以上の自治体が必要な協力を得られていない」と繰り返し発言したほか、同時期に自民党政務調査会が、自衛隊への名簿提供に関し所属する国会議員に、選挙区内の自治体の状況を確認するよう求める通知を出すなど、政治的な圧力が加えられたことを機に、全国的に名簿提供へ切り替える動きが相次ぎ、これを前後するように進められたのが防衛省の募集体制そのものの強化であります。

適齢者名簿の提供などについて、2018年度からは、前年度までは都道府県知事への要請のみだった防衛大臣名による文書での依頼が、各市町村に直接発出されるようになったほか、同年末には、菅内閣、当時ですが、自衛隊の募集に関し、必要な資料出しの提出について、市町村長が住民基本台帳の一部の写しを提出することは可能であると明確化し、地方自治体へ通知をする旨を閣議決定し、これを受けて、都道府県知事や市町村長が、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を負うと定めた自衛隊法97条1項や、募集に関して、防衛大臣が自治体に必要な報告、また資料の提出を求めることができるとする自衛隊法の120条を根拠に、募集対象者の住民基本台帳の一部の写しを求める通知が全国に出されました。

このことを踏まえて、町として名簿を提供した今の根拠は何かお願いをいたします。法的根拠です、お願いをいたします。

○住民課長 戸谷政司君

それでは、ご質問ございました法的根拠についてお答えをさせていただきます。

自衛官等募集事務につきましては、先ほど議員がおっしゃられましたとおり、自衛隊法第97条第1項の規定に基づく法定受託事務として、自衛官及び自衛官候補生の募集事務の一部を行うこととされております。

また、自衛隊法施行令第120条には、「防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。」と定められております。自衛隊といたしましては、この法令を根拠に請求をしていくということでございます。

一方、町につきましては、令和5年4月1日に施行されました個人情報の保護に関する法律、こちらに基づいて対応をさせていただいているという状況でございます。

なお、個人情報の保護に関する法律を所管する国の個人情報保護委員会から、自衛官募集

対象者情報の提供については、自衛隊法施行令に基づく事務であり、個人情報の保護の法律における個人情報の利用及び提供の制限の例外に該当するとの見解が示されております。

このため自衛官募集等対象者情報を提供しても、個人情報保護法上、特段の問題を生ずるものがないことが通知されておりますので、こちらを根拠に対応をさせていただいたというところでございます。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

今答弁あったように募集対象者の住民基本台帳の一部の写し、国から、防衛省からの通知もありますし、保護法の関係、どこの自治体もこれが法的根拠で言われております。

これも先ほど答弁あったように、4月1日付で個人情報保護法が改正され、個人情報の取り扱いについても、第69条の第1項に、法令に基づく場合に該当すれば情報を出してもいいですよ。また、個人対象者の個人情報を提供することも、本人の同意も必要ない、個人情報保護委員会の見解も示されました。

このように個人情報の保護法での法的な定めがあるときは、自治体が保有する当該情報を目的外に提供することができる法令がある場合と、これがなかなか合致しないんです。これについて、資料の提供を求める防衛大臣の権限を定めるに過ぎず、市町村の長の権限を定めていない自衛隊法施行令第120条、先ほど答弁があった第120条、これについても個人情報保護条例という定めがないとしています。

でも、実際に法令に定めがあるときに当たると思えません。この点について再度整理してお願いをいたします。

○住民課長 戸谷政司君

それでは、ご質問のあった見解のお話でございますけれども、町といたしましては、個人情報保護法を所管する国の個人情報保護委員会からの見解を基に対応をさせていただいておるというところでございます。

こちらにつきましては、自衛隊法施行令第120条の規定等に基づきまして請求をされたものに対して、町といたしましては、個人情報保護法に基づいて対応しているというところでございますので、町としてはそのような対応をさせていただいたというところでございます。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

法的根拠、第120条から、先ほど言ったように保護委員会で見解も示されましたけれども、では、再度ちょっとお聞きしたいと思います。

では、自衛隊法第97条第1項の自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を負う法定受託事務があります。これは募集に関する事務しか書いてありません、記載されていません。

今回、自衛隊の名簿提供、自治体が公用性が高いと認めた場合に限って台帳の情報の閲覧が可能。公益上の必要が本当にあるのか、この点について再度お願いいたします。

○住民課長 戸谷政司君

それでは、ご質問にお答えさせていただきます。

まず、自衛隊法の第97条の1項に基づく法定受託事務でございますけれども、こちらにつきましては、自衛官や自衛官候補生の募集に関して一部の事務を行うというところでございます。こちらにつきましては、広報等で自衛官の募集等のアナウンスをさせていただいたり、あとは自衛官になられる方の激励会を行ったりというところで対応をさせていただいておるというところでございます。

また、先ほど言われました公益性があるのかどうかというところのお話でございますけれども、こちらにつきましては、法定受託事務として受けているというところと、あとは自衛隊法施行令や自衛隊法に記載があるその法令に基づいて対応しているというところでございますので、そのように公益性が強いものというところで対応をさせていただいたというところでございます。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

それでは、公益性も高いと判断したということですが、最初に聞いて、今年はどうしましたかということをお聞きしました。

自衛隊の情報提供、今年提供したんですけれども、以前のように閲覧で終わらせることは考えなかったのかお願いいたします。

○住民課長 戸谷政司君

今年度の対応についてでございますけれども、以前までは、閲覧による紙に転記をして対応をしておったというところでございますけれども、本年度よりは、個人情報保護に関する法律が施行されたことに伴いまして、そちらの規定や、あとは国の個人情報保護委員会からの見解に従ってやるということが通知も来ておりましたので、以前とは違った名簿の提供をというところで対応をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

保護法も変わり、防衛省からの通知も来ているのでということみたいです。

では、来年以降も自衛隊の名簿提供を続けていくのかお願いをいたします。

○住民課長 戸谷政司君

ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

町といたしましては、国からの通知等の変更がない限り、今年度同様、対応をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

それでは、国からの変更がない限り、先ほど言ったように自衛隊不足で変更は多分ないと思います。

この問題について、今、奈良市の18歳の高校生が、自衛隊に紙媒体で一括提供したことをめぐり、本人の同意のない個人情報保護の外部提供は違法だとして、同市長を相手に裁判を起こしております。そういうことも今行われております。

今回、紙媒体で送って、ダイレクトメールが来た保護者から、ちょっと僕も、石原君もちょっと話があったという話は聞きました。僕も1人の保護者から、突然自衛隊からダイレクトメールが来てびっくりしたと。なんで、「個人情報ってどうなっているの」と相談があって、内容をお伝えしました。「だったら自衛隊に閲覧させないでほしいですし、事前に拒否できることはできなかったか」とも声が寄せられました。

そのことを踏まえて、名簿の除外申請、これについてお伺いをしていきます。

今年度は提供しましたが、本人から提供しないでほしいと申し出があった場合、どのように対応したのかお願いをいたします。

○住民課長 戸谷政司君

それでは、ご質問にお答えをさせていただきます。

今年度につきましては、5月の提供時点ではそのような申し出はございませんでした。その後、除外できる仕組みがあれば利用したかったという旨のご意見をいただいたというところでございます。

ですので、今年度については、特にそのような内容のことはありませんでした。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

なかったということで、後から除外できなかったのという問い合わせはあったということです。

では、個人情報保護法第98条の利用停止権、利用停止請求権というのがあります。個人情報の本人が、利用停止を請求できる権利というものがあるはずですが。この利用停止請求権についてお願いをいたします。

○住民課長 戸谷政司君

それでは、ご質問ございました利用停止請求権についてお答えさせていただきます。

利用停止請求権につきましては、個人情報の保護に関する法律第98条に規定がございます。こちらの規定には、規定に違反して個人情報を取得、保有、取り扱われている場合に停止を請求できるというものとなります。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

停止ができるということです。

では、住民の氏名や住所は、市町村が管理をする住民基本台帳に記載された個人情報だと思います。そうである以上、その管理は住民基本台帳法に基づくものであり、個人情報保護法に基づいて厳格に取り扱われるべき必要があります。

そのことが、相手が国であっても同じだと思いますが、国が相手だと何か対応が変わるのかお願いをいたします。

○住民課長 戸谷政司君

それでは、ご質問にお答えさせていただきます。

個人情報の取り扱いにつきましては、個人情報の保護に関する法律に基づいて厳格に取り扱わせていただいておりますので、国だからといって対応が変わることはございません。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

別に国だったからということではないということです。

それでは、ちょっとくどくなってきていますけれども、民生部長にもお伺いをしたいと思います。

住民基本台帳法は2006年の改正に伴い、個人情報保護法に留意して記載の情報を原則非公開としています。一方で、住民基本台帳法の第11条第1項では、国の機関が法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、自治体に対して台帳の閲覧を請求できると定められており、先ほどちょっとあった自治体が公用、公益性が高いと認めた場合に限り台帳情報の閲覧が可能とされています。

そもそも名簿提供以前に、原則非公開のものが、公用、公益性の名の下で閲覧が認められている時点で、既に別格の意が用いられているかと思います。もともと自衛隊の募集のために収集されたものではない住民の住所、氏名を外部に提供するために、法令に具体的な根拠がなければいけないはずです。

個人情報を提供するという拡大解釈、住民基本台帳法第11条第1項に違反があると思いますが、この点について部長の考えをお願いいたします。

○民生部長 不破生美君

今お問い合わせでございますことにご回答させていただきたいと思います。

先ほど来、住民課長のほうがご答弁申し上げておりますように、自衛官の募集の情報提供につきましては、令和4年度までは蟹江町の個人情報保護条例の規定により、住民基本台帳法第11条第1項の規定に基づき、一部の写しの閲覧による方法で実施をしておりました。令和5年度からにつきましては、個人情報の保護に関する法律に基づき対応を変更いたしました。

なお、根拠法令につきましては、先ほど住民課長のほうが答弁したとおりでございます、防衛省と総務省より通知が発出されており、法令等に何ら抵触するものではないと示されておりますので、町としてはそれに従っております。

以上です。

○6番 板倉浩幸君

第11条第1項に、法令的に違反しているわけじゃないという答弁です。その辺がかみ合わないんですけれども。

それでは、名簿の提供、実際には義務ではありません。この名簿の提供が義務ではないので、名簿提供の枠組み自体、私は反対であります、町民の要求である除外申請の制度を導入すべきではないのか、お聞かせをください。

○住民課長 戸谷政司君

それでは、除外制度についてご質問をいただきました。

国の個人情報保護委員会の見解でございますけれども、個人情報の情報提供につきましては、法令等に抵触するものではないということは何回も申し上げておりますが、「自衛隊に自己の個人情報の提供を望まない方への配慮が必要である」と示されていることから、除外申請制度につきましては、現在、町のほうで導入に向けて準備を進めている状況でございます。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

来年度について、除外申請もできる方向で調整していくということです。

では、今年、令和5年度は除外申請がなしで、そのまんま全ての対象者の名簿を送りました。実際に令和6年度については除外申請をしていきます。何か変わったんですか、この点について再度お願いいたします。

○住民課長 戸谷政司君

ご質問いただきました。

特に変更したところはないところでございますけれども、あくまでも望まない方への配慮が必要であると見解が示されているところがございまして、近隣でも除外申請をやってみえる市町村でございますので、そちらを参考に、町としても対応をさせていただきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

特に法令が変わったことはないと思います。

これだけどんなときでも個人情報、個人情報と言われる中で、実際この自衛隊法の関係で、第120条と第97条以降いろいろ話をしてきましたけれども、それが本当に、個人情報の保護

関係で本当いいのかという問題があります。そういうことで、一步譲ってじゃないんですけども、除外申請できないのかって今お聞きをしてきました。

では、個人情報提供され、今年は送りました。来年度から除外申請をやる方向で調整すると。じゃ、結局、住民がその制度があること自体を知らないと、なかなかやっても意味がない。結局、申請がなかったよって終わっちゃいます。

この点について、住民の対象年齢者、多分、来年も18歳、住所、氏名の閲覧じゃなくて、多分じゃないね、閲覧じゃなくて紙媒体での提供なんですけれども、これを除外申請、どうやって住民の方に周知していく予定でいますか、お願いをいたします。

○住民課長 戸谷政司君

除外申請制度ができましたら、そちらの周知につきましては、町の広報紙やホームページに掲載をすることにより、制度をより町民の方に知っていただけるように周知していくというようところで考えております。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

前にも質問であったホームページ。結構、18歳の父兄、また保護者、また本人は、結構、ホームページも見るかと思えますけれども、なかなかその辺を、除外申請できますよって期間もあると思えます、除外申請ができる。

その辺を含めて、蟹江町、高校はないので、学校でそういうことのお話することもないと思えますけれども、やはり住民の制度が導入されるなら周知徹底をしていただいて、これからもちょっと考えていかないけないなと思えます。

中には、今どこの市町村も、それぞれの市町村のホームページをたどっていくと、自衛隊のところであるんですね。情報提供をしました。こういう法的根拠があり、住所、氏名の紙媒体で提供しております。法的根拠はこうのこうと書いてあります。その中たどっていくと、最後に除外申請もやっておりますので、ぜひ個人情報を知られたくない方は申し出てください。そのようなホームページもつくっていく、そんな予定もありますか。

○住民課長 戸谷政司君

それでは、議員のご質問にお答えさせていただきます。

近隣の市町を見させていただきますと、弥富市や愛西市では、既にもう除外申請が始まっております。そちらのホームページを見ますと、「自衛隊への名簿提供について」というところの記載があって、議員言われましたとおり、そちらの中に除外ができるという旨のところのページづくりとなっておりますので、先進自治体でやっておるところを参考にして、町としても同様な形でつくっていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

そのようなあらゆることを使って住民にお知らせをして、除外申請ができますということをお知らせして行ってほしいと思います。

それでは、最後に、町長にもお伺いをいたします。

自治体に対して、募集対象者の個人情報の提供を求める根拠法令そのものが根拠になり得ない、今やり取りをしたんだけど、なかなか腑（ふ）に落ちるところがありません。

自衛隊法第97条第1項の規定を見ると、自治体の長が行う募集事務の内容について、具体的に何を示すかということは特に定められていません。また、自衛隊法施行令第120条についても、同第114条から第119条に定められた募集事務、また募集時期、試験会場の告示、受験票の交付などの項目に係る規定と見るべきであり、個人情報の提供を行う根拠づけにはならないと弁護士でも指摘をされております。

そこで、個人情報の提供では、国も防衛省も義務ではなく、あくまでも任意だと言っております。本人の同意のない個人情報の外部提供は違法であり、名簿提供そのものをやめるべきだと考えますが、町長の考えをお願いいたします。

○町長 横江淳一君

板倉議員の答えになるかどうか分かりませんが、今、担当がお話をさせていただいたそのものだというように思います。

自衛隊法の第97条第1項の運用並びに施行令第120条、これについて我々は云々という権利はございません。しかし、今回の自衛隊に対する情報の提供については、国の個人情報の委員会、この見解では、法には抵触をしないということをやっております。違法ではない、しかも情報として提供することについては、我々は、それは国のお願いというのか、それについて粛々とやらせていただきました。

ただ、最後言いましたように除外申請制度、これについて私もちょっと勉強不足で申し訳なかったんですが、そういうことがあれば早急に整備をしてまいって、その主張だけでしっかりお認めをいただければ差別化ができるのではないかなと、そんなことを思っています。

個人情報保護法の運用については、それぞれの自治体いろんな考え方があると思いますが、この自衛隊のことにつきましては、抵触をしないということで今までどおりというのか、抽出して紙媒体でこれからも提供をしていきたい。その中で拒否をされる人については、当然その権利がございますので、それはしっかりと情報提供していく、これが我々地方自治体の役目だと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○6番 板倉浩幸君

自衛隊法のお話から個人情報保護法の、個人情報保護法もどんどん変わって、本当にこちらでも勉強しな追いつけない、職員もそうだと思いますけれども。法令的に問題ないよということで、どこの自治体も、今年度もさきに言ったように進んでおります。多分、離島は除いてですけれども、もうほぼ100%に近いぐらい、通知もありますので、進んで行くんですけど

れども、最初に言った18歳の青年が、こんなの違法だと言って裁判を起こしております。その結果がどうなるかもありますけれども、また、これについてはいろいろ議論していきたいと思えます。

そのように、情報をコントロールする権利は、憲法第13条の幸福追求権に基づく基本的人権であります。個人情報保護は、今は世の中、当たり前です。その外部提供は、個人情報保護や住民基本台帳法に違反するのではないかと私は今でも思えます。

日本は今、戦争する国に向かっています。岸田政権は敵基地攻撃能力の保有や、5年間で43兆円もの軍事費を支出する大軍拡を進めています。その一方で、戦争する国づくりの人的基盤が思うように確立がされていません。そこで、隊員募集を強化するために協力要請を強め、自衛隊への個人情報の提供は若者を戦地に送り出すこと、これに自治体に加担するほかなりません。このことを思っていたきたいと思います。

そもそも名簿を提供させる背景には、自衛官採用が困難になっている実態が見られます。防衛白書によると、22年度の募集数は昨年比1万人近く減少し、過去、年間でも初めて8万人を割りました。本当に自衛隊員が戦争に投入されるのではという認識も広まり、募集が困難になっており、必死に名簿を提供させるのは自衛隊の焦り、また行き詰まりを示しているのではないかと思います。このようなことから質問をさせていただきました。

以上、「自衛隊への名簿提供について」の質問を終わります。

○議長 水野智見君

以上で板倉浩幸君の質問を終わります。

ここで、住民課長の退席と、生涯学習課長の入場を許可いたします。

暫時休憩します。

(午後2時38分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後2時40分)

○議長 水野智見君

質問5番 志治市義君の「町の文化施策推進の状況について」を許可いたします。

志治市義君、質問席へお着きください。

○3番 志治市義君

3番 新風 志治市義です。

議長のお許しをいただき、通告書の内容に従って「町の文化施策推進の状況について」質問をさせていただきます。

私は、中学校で吹奏楽と接して以来、音楽や芸術、文化に親しんでまいりました。また、母校、蟹江中学校に通算17年勤務し、吹奏楽を通して町当局には大変お世話になりました。

とりわけ蟹江中央公民館には、町が主催する各種のイベントに出演させていただいたり、コンクール前にはホールの響きの中での音合わせ、そして、定期演奏会等と、集会室を中心に格別のご配慮をいただきました。私も生徒もたくさんの思い出をつくることができました。心から感謝しております。

ところで、中央公民館のような近隣市町のホールの利用状況を少しお尋ねしてみました。おしなべて、あまり使われていないということが分かりました。また、ホール以外の部屋や体育館などはよく利用されている様子も分かりました。

そこで、蟹江中央公民館の集会室の利用状況ですが、年間どれほどの利用があるのでしょうか。町体育館の利用状況も併せてお教えいただけますか。

○生涯学習課長 佐々木淑江君

ただいまのご質問についてお答えをさせていただきます。

利用状況につきましては、令和5年、4月から11月の数値を基にお答えさせていただきますと考えております。

初めに、中央公民館でございます。令和5年4月から11月末まで利用可能日は208日でございます。そのうち実際にいずれかの部屋を利用された日数は207日となっております。さらに、その207日を利用されたうち集会室の利用につきましては39日となっており、稼働率は19%というところとなっております。

続いて、体育館につきましては、利用可能日数は公民館と同じ208日でございます。このうち実際に1日でも使われた日は207日であり、ほぼ毎日ご利用いただいている状況でございます。

以上です。

○3番 志治市義君

どうもありがとうございます。

中央公民館の集会室以外の部屋は、とてもよく利用されているように自分も感じます。やはり集会室の稼働率がちょっと低いように感じます。

どのような理由に起因していると捉えておられますでしょうか。

○生涯学習課長 佐々木淑江君

ただいまのご質問についてお答えをさせていただきたいと思います。

蟹江中央公民館の集会室の稼働率が低い理由につきましては、施設の利用時の駐車場が少ないということ、舞台、設備の老朽化や使用料も高くなってしまうということ。また、案内のPR不足ということが理由として挙げられまして、そういうことを考えております。

以上となります。

○3番 志治市義君

広い集会室を使いこなすイベントというのはなかなかあるものではなく、稼働率を上げる

のは、一朝一夕にはできないことは理解をいたします。

そんな中で、少しでも町民の皆さんに使ってもらえるご努力をされているということにありがたく思います。町民の皆さんが、興味、関心を持つイベント、催しを考え、実行していく視点を、私も持ち続けていきたいと思っております。

さて、ここ2年余り、大河ドラマの影響などもあってか、私は、徳川家康にまつわる神社や名所など、歴史関係の名跡の見学や視察をすることが多くございました。また、一昨年、昨年と、蟹江神明社の氏子としてお社に奉仕をいたしました。そんな中で、蟹江の歴史について興味が出てきて、以前から時々、産業文化会館の展示を見に行っておりました。

現職になってから、たくさんの町民の皆さんとお話をする中で、蟹江鈴木家の話題が都度都度出てまいりました。ちょうど先月から蟹江家の特別展示が始まったことを知り、早速見させていただき、私も蟹江鈴木家の歴史を調べてみまして、蟹江の歴史を支えてこられた方なんだと感じた次第です。

聞くとところによりますと、平成25年に、約5,000点にも及ぶ蟹江鈴木家の資料が、歴史民俗資料館に寄贈されたということですが、そうすると、今回の展示はそのごく一部ということになると思っております。

そこで、この多数の資料が寄贈されてから10年たっております。寄贈当時、特別展示がなされたこと、あるいは武具が公開されたことは年報で確認できましたが、公開された一部を除く資料は、この間どのように取り扱われてきたのかご説明をいただけますでしょうか。

○生涯学習課長 佐々木淑江君

ただいまのご質問についてご説明申し上げます。

以前より、蟹江町の歴史に深く関わりのある蟹江家からは、貴重な古文書や生活道具等を多数、寄贈、寄託していただいております。

平成23年には、寄託資料のうち約700点を寄贈いただきまして、翌年の平成24年、特別展を開催いたしました。平成25年、新たに、先ほど議員もおっしゃられたとおり、5,000点を超える資料、古文書や武具をお預かりいたしました。

この資料の中には、プライベートな内容のものや崩し字で書かれているものも多数あり、その分類整理には解説と専門知識が必要であるため、少し時間を要しております。

その中で、所有者の蟹江様にもご確認いただいた上で、順次、公開へと進んでまいりました。

展示につきましては、平成25年度に武具の展示、平成30年度には特別展にて、明治、大正、昭和の絵はがきというところで700枚を紹介しております。今回、令和5年度につきましては、特別展「蟹江合戦と鈴木四郎左衛門家」にて、戦国時代の甲冑や近代の古文書類を中心に展示させていただいております。

以上でございます。

○3番 志治市義君

ありがとうございます。

実は、町民の皆さんの中に、「これだけの資料を町に託すということは、それ相応の蟹江家の願いがあったのではないかと、あるいは、「10年間、蟹江家の資料展示をいつになるかと心待ちにしていた人もいるぞ」と、こういうようなお話も伺いました。さらには、「蟹江鈴木家の業績を埋もれさせてはいけない、後世に伝えるべきだろう」と、こういうご意見も頂戴したところでございます。

そこで質問いたします。

倉庫に、多分保管されていると思うんですけども、蟹江鈴木家の資料の整理、あるいは公開を今後どのように進めていくか。そのタイムスケジュールですとか、公開できる資料の内容等、今ご計画になっていること、分かったこと、ありましたらお知らせいただきたいと思っております。

○生涯学習課長 佐々木淑江君

ただいまのご質問についてお答えをいたします。

現在、平成24年にお預かりした5,000点のうち約8割程度、整理を終えたところでございます。

引き続き整理を行い、分類が全て完了したところで、所有者の蟹江様にもご確認いただく予定でございます。その上で公開へと進めてまいりたいと考えております。

また、今回のような特別展として開催するには、多くの資料を解説等する必要があることからちょっと時間を要します。明確な、今、期日を持ってのお示しはできませんけれども、調査や解説が進められたものについては、随時紹介したいとは考えております。

その紹介方法といたしましては、資料館内の蟹江の歴史を紹介する展示の一部として、また、年報等にて紹介することを今検討しております。

以上です。

○3番 志治市義君

ありがとうございます。これからが楽しみでございます。

私は、9歳のときに気管支ぜんそくというものになりまして、2カ月自宅療養を余儀なくされました。そのときに、担任の先生が1冊の本を持ってお見舞いに来てくださいました。これがその本でございます。少年少女世界の文学日本編の1巻でございました。その中で特に私の興味を引いたのが、少年探偵、塚原俊夫君の物語でございました。私は、この小説の世界にどんどん引き込まれていきました。このことが私を無類の本好きにさせた、そして、担任の先生の優しさと愛情を感じ、これが、私が教員を志す原動力になったかと思っております。

この探偵の生みの親が小酒井不木先生であり、先生が蟹江ご出身であるということ、恥ずかしながら大人になって知りました。

こうして考えてみますと、敬称は略しますが、神田鐺藏（らいぞう）、山田耕筈（こうさく）、吉川英治等々、蟹江にゆかりのある、また、蟹江の発展に多大な貢献をされた先達も少なからずおられます。こういう方の業績を、広く町民の皆さんに知らせ、伝えていくことはとても大切だと思います。

そこで、このような先達の資料公開、宣伝、あるいは広報の計画があればお聞きしたいと思えます。

○生涯学習課長 佐々木淑江君

ただいまのご質問についてご説明をさせていただきます。

蟹江町ゆかりの著名人は、先ほどありましたように小酒井不木はじめ、吉川英治、神田鐺藏（らいぞう）、山田耕筈（こうさく）とか挙げられます。

その資料展示につきましては、平成27年度に特別展「郷土ゆかりの文化人たち」、平成30年度に「郷土の文化人のあしあと」、令和3年度には、ミニ企画展で「金融界の風雲児神田鐺藏展」などを開催し、皆様へ紹介させていただきました。

今後の予定といたしましては、令和4年、新たに寄贈いただいた小酒井不木の資料約500点の一部を、令和6年度の特別展にてご紹介できるよう、現在準備を進めております。

また、蟹江町図書館では、小酒井不木等の関連資料、図書をコーナーで紹介しておりますし、今後、資料館の図書館のコーナーにおいても、郷土ゆかりの人物に関する書籍が閲覧できるような形で進めてまいりたいとは考えております。

以上です。

○3番 志治市義君

ありがとうございます。

以前、私が中学校の授業で、小学生のときに、自分が毎年やっていた田植えや稲刈り、脱穀などという話をしたとき、ふと、実物があると体験させてあげられるなと思ったことがあります。特に千歯こきは、とっても楽しくできました。

これからの教育は、子どもたちに考える能力をいかに身につけさせるかが勝負だと私は強く確信をしています。自ら体験することは、そういった思考力、想像力、そして、判断力を育むのに、最も大切に効果的な方法だと思っています。

歴史民俗資料館には、昔使われていた農具や漁具が多数展示してあります。同じ器具が複数あるとも伺っています。例えば、その一つを動かせる状態にして、出前授業などで体験してもらうなどというのはいかがでしょうか。

子どもたちは、体験を通してお米を作る際の大変さを味わい、農家の思いを実感できる、あるいは器具や機械の仕組みに興味を持つ子も出てくると思えます。子どもたちだけではなく、このような器具を知らない世代にも印象に残ることだろうと思えます。

そこで、昔の機械、器具や生活用品を教育の場、あるいは生涯学習の場で積極的に使い、

先人の文化を、よりしっかり町民の皆さんに伝え、伝承していただくといった教育の観点、あるいは文化継承、啓発の観点から、より一層工夫をお願いしたいのですがいかがでしょうか。

○生涯学習課長 佐々木淑江君

ただいまのご質問についてお答えをさせていただきます。

歴史民俗資料館の事業の中に、学校から申し込みを受け、専門的知識を持つ学芸員が学校へ出向いて行う出前授業がございます。その授業の中で、実際に使われていた昔の生活用具や漁具などを触れる機会として設けておりまして、実際に子どもたちは触れております。また、関心が持てる道具につきましても、工夫して実施しております。

同じように、郷土体験学習でも、実際使用していた農具に触れながら、米作りについて昨年度学びました。

引き続き、触れる機会をいうものを大切にしていき、事業計画を行っていきたいと考えております。

以上です。

○3番 志治市義君

ありがとうございます。

私は、文化協会のお仲間にも入れさせていただいて、日々ささやかながら活動をしています。特に生涯学習課には大変お世話になっております。また、文化協会も、町の行事などでは、できる限りの協力をさせていただいておると思っております。

午前中、飯田議員が詳しく質問され、重複する部分もありますことをお許しいただきたいんですが、今や全国どこでもそうだと思いますが、高齢化と、それに伴う構成人数の減少が顕著であります。先ほども申し上げましたとおり、文化の伝承は、町にとっても、文化自体にとっても大変重要なことだと思います。

現在、蟹江中学校の小川校長先生は、「中学生にはもっともっと地域とつながり、地域の文化を受け継ぐようなことをどんどん体験してほしい」と常々おっしゃっています。私も同じ考えでございます。

先月の町文化祭で、愛知大学の学生や留学生がお茶のお点前を学び、呈茶席で披露をしていました。彼ら、彼女らの目は本当に生き生きと輝いていました。昨年は、蟹江神明社のご配意で中学生が神事に参加させていただきました。そのほかにも、バザーや町内清掃へのボランティア活動に参加する生徒も増えてきていました。こういう若い力を、文化面でもぜひ生かして行っていただきたいなと思っております。

そこで、お願いがございます。

蟹江の文化の伝承者、担い手として、若い力をお借りすることを推進していただけないでしょうか。そのような施策についてお考えのことがあれば、ぜひお聞かせください。

○生涯学習課長 佐々木淑江君

ただいまのご質問についてお答えをさせていただきたいと思います。

蟹江町だけではなく、どこの市町村も、文化的行事に対する継承者、担い手不足ということとは課題となっています。その課題を解決する策の一つに、若い世代に向けての体験する場ということが必要であると私どもは捉えております。

そのような中、今年度、先ほどの議員のお話にもありましたように、文化祭の茶席では、文化協会の皆様のご理解とご協力によりまして、大学の学生と留学生の方にご参加をいただきました。学生のほうからは、町民の皆様と交流ができ、大変よい機会であったということ聞いております。

引き続き、このような様々な場面での体験する場の提供に努めてまいりたいとは考えております。

またこの先、前の答弁にありましたように、中学生の部活動の地域移行が検討されていきます。その中でも伝統文化等、学習する機会が提供できるよう、また担い手の育成へとつながるような取り組みをしていきたいと考えております。

以上です。

○3番 志治市義君

元中学校教員として、とてもうれしいお言葉、本当にありがとうございます。

町では、最近、とみにいろんなイベント、催しが行われています。一つ一つとても魅力的な催しが多いです。わくわくするイベントもとってもたくさんあります。

広報や回覧板を見ていて、いま一つお願いがあります。

こういう魅惑的、魅力的、かつ有用な価値あるイベントを、町民の皆さんに今以上に周知、アピール、宣伝するような方策、あればお聞かせください。

○生涯学習課長 佐々木淑江君

ただいまのご質問についてお答えをさせていただきます。

文化事業をはじめまして、生涯学習課で行う年間約40の事業を町民の皆様にお知らせする生涯学習ガイドというものを毎年発行させていただいております。そのほかにも、事業ごとにチラシの作成や町のホームページにも募集要項等を掲載して、周知をしているところでございます。

また、広報につきましては、少し紙面等の関係がございますので担当課との調整が必要かと思っておりますけれども、そちらのほうができましたら、レイアウト等も工夫してPRのほうはさせていただきたいかと考えております。

以上です。

○3番 志治市義君

ありがとうございました。

要望ばかり申し上げてしまいましたけれども、町民の皆さんとの話の中で、「蟹江の歴史を知りたい、蟹江の文化を守りたい、しっかり継承して行ってほしい」、「スポーツもダンスも書道も手芸も文化である。その人の人間性発露の場だ」、「若い人に蟹江町のすばらしさを伝え、蟹江町を誇りに思ってもらいたい」、そんな声を今あちこちで聞いております。

町長さんも午前中のご答弁で、歴史と文化、伝統に彩られた蟹江町をもっと発展させていきたいと、うれしいお言葉をいただきました。

蟹江町の文化が、これからもずっと光を放ち続けますように、これが蟹江の文化だと町民として誇れるように、私も微力ですけれども力を尽くさせていただきたいと思っております。

以上、行政の皆様にも町の文化の発展についてご要望を申し上げ、私の一般質問を終わります。ご答弁ありがとうございました。

○議長 水野智見君

以上で志治市義君の質問は終わります。

ここで、生涯学習課長の退席を許可します。

ここで、暫時休憩とします。

再開は、午後3時25分、再開とします。

(午後3時03分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後3時25分)

○議長 水野智見君

質問6番 加藤裕子さんの1問目「子どもたちの健やかな成長を願い、学校行事のありかたについて」を許可します。

加藤裕子さん、質問席へお着きください。

○9番 加藤裕子君

9番 新生クラブ 加藤裕子でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づき質問させていただきます。

「子どもたちの健やかな成長を願い、学校行事のありかたについて」。

愛知県内の小中学校では、9月から14市町村で、10月から34市町村、11月から4市町で、来年1月から1市で開始をされるラーケーションについて、少しお話をいたします。

ラーケーションの日を導入した学校では、事前に申し出をすれば、登校しなくても欠席にならず、本年度は2日まで、来年度以降は年3日まで取ることができます。

県教育委員会では、親子の活動例をポータルサイトで紹介し、県は、導入した学校に支援員を配置するモデル事業を行い、本年度は18市町が配置される予定となっております。

ラーケーションは、学び（ラーニング）と休暇（バケーション）を合わせた造語であり、

仕事を持つ家庭のうち、土曜日は約2人に1人が、日曜日は約3人に1人が働いているという調査結果があるとして、県と県教育委員会では、親子と一緒に過ごせる時間を確保しようと、9月から実施に向けて準備をされました。

愛知県では、今年から、11月27日の愛知県民の日を含むあいちウィークの期間中に平日の1日を学校休業日とし、県民の日学校ホリデーも開始されました。当町では、11月24日が県民の日学校ホリデーとなり、4連休であったことは皆さんもよくご存知のことかと思われます。私自身も、ラーケーションを体験するために、4連休に加えもう一日休暇を取り、ラーケーションの日として親子で歴史を学ぶ日帰りの旅行をいたしました。

学校によっては、行事などのために取得できない期間を設けることもありますが、欠席扱いにならない親子で学びの時間を共有することで、親子の会話も育まれるのではないかと私自身も感じました。

ラーケーションの日については、生徒や保護者の方から好意的な意見が出る一方で、教員の方から心配な声が出るなど、家庭の差によって、学びにつなげようとする休みの取り方に賛否の声もありますが、ぜひ本年度からモデル事業で開始されたラーケーションを活用され、親子のスキンシップを図っていただけたらと思います。

さて、2019年に始まった新型コロナウイルス発生に伴い3カ月の休校がありました。その後、学校教育や学校行事の在り方は多様に変化し、コロナが5類相当に移行された現在においても生活様式は大きく変化いたしました。

当町において、小学校は、私の住む新蟹江小学校をはじめ、蟹江小学校、舟入小学校、学戸小学校、須西小学校の5つの小学校から成り、中学校においては、蟹江中学校、蟹江北中学校と2つの中学校がある中で、「同じ町内において教育の一本化がなされていないのか」という意見が多数挙げられ、アンケート調査を行った結果、子育て世帯の意見に対する集約をした上で今回の質問に移らせていただきます。

現在、運動会の開催状況は、全小学校において種目数や内容が異なります。コロナ以前は休日開催であった運動会が、コロナ禍を経て、平日開催になっている点においては全校一致している状況です。

同町内の小学校において、種目数や開催日、開催時間をなぜ一律にしていないのでしょうか、お聞かせください。

○教育部次長兼教育課長 舘林久美君

それでは、教育課のほうから先ほどのご質問についてお答えさせていただきたいと思えます。

小学校の行事につきましては、地域や学校の実態、学校の規模などに応じて、各学校が自治的な側面を持ちながら計画、運営を行っているところでございます。

運動会につきましても同じように、例えば、運動が苦手な児童でも楽しめる種目、2学年

で合同で行う種目、全校で行う種目、ダンスや集団行動などの表現運動や応援合戦など、各学校の個性を取り入れた種目、内容を選定し、独自性を持って取り組んでいるところでございます。

町内全ての学校で、運動会を同じスタイルにしてしまうというところにつきましては、学校の独自性を奪うことになってしまう可能性が考えられます。

また、議員ご指摘の開催日を統一することにつきましても、日程変更が極めて難しい修学旅行や野外活動をはじめとする学校行事に影響があるため、一律化は大変難しいかと思われます。

コロナ禍を経まして現在では、先ほど議員申しましたとおり、弁当作りや学校の代休に仕事を休むなどの保護者の負担軽減や、子どもたちの暑さ対策、また教員の働き方改革の観点から、お弁当なしの午前中の開催とさせていただき、開催時期につきましても9月下旬以降とすることとさせていただきまして、日にちは違いますが、スタンスとしては統一で行っております。

運動会に限らず学校行事におきましては、加藤議員のところに届きました今回のご意見を学校に伝えさせていただきながら、保護者や児童の意見に耳を傾けて検討できるように進めていければと思っております。

以上でございます。

○9番 加藤裕子君

ありがとうございます。

蟹江に移住された方のご意見によりますと、東西南北蟹江町内でどのエリアに住まわれるかによって、蟹江町の子育ては、大きく言いますが、居住地域によって小学校の行事が異なることに不満を抱かれた方もいらっしゃるようです。

運動会の種目に対するご意見の中で様々なご意見が寄せられ、最も多いご意見は、「種目を元通りにしてほしい」、「種目が少なく見栄えがない」、「種目数が少ないことにより観覧者が楽しめない」、リレーやダンス、騎馬戦や綱引き、玉入れや大玉転がし、学年対抗紅白リレー、ソーラン節や組体操など、種目数を増やしてほしいという願いが多く見られました。

長期にわたっての練習や仲間と取り組む力、応援合戦などで異学年と交流を持てる場所、子どもたちの楽しむ姿を見たいと感じる親御さんの意見を受け、私も一人の母親として同様に考えます。

勝敗をつける以前の運動会スタイルから、紅白リレーや全員リレーにおいても勝敗をなくしたことに、理解が得られない声が多数上がっています。社会に出れば、仕事をすれば、勝敗を余儀なくされる環境の中で、幼少期から勝敗のない生活環境で教育することが必ずしも望ましい教育現場と言えるでしょうか。

そこで、再度お尋ねいたします。

これらの保護者の方から寄せられた意見を聞いた上で、勝敗を決めない競技を行う運動会スタイルに対する理由づけや、現在の種目数に対するお考えをお聞かせください。

○教育部次長兼教育課長 舘林久美君

それでは、勝敗を決めない競技のスタイル、また現在の種目数についての考えについてお答えさせていただきます。

小学校の運動会においては、運営等は各学校主体で実施しているというところは、1つ目のご質問のところでご回答をさせていただきました。そのため、勝敗の有無や種目数などにおきましても、各学校に委ねているというところが現状でございます。

勝敗の有無に関しては、勝敗を取り入れる、取り入れないというところは、どちらで実施するということも一長一短あるかと思えます。また、保護者や地域の方といったそれぞれの立場から様々なご意見があるということも承知してございます。実際に、保護者の方から種目の内容に関しまして、より盛り上がる方法のご意見も学校側は受けているというのが現状でございます。

今後につきましては、学校行事の全体の振り返りといったしまして、各学校どこも行っていることではございますけれども、3学期には学校評価という形で、児童生徒、保護者の立場から、1年の学校教育に対しての評価をアンケート形式で頂戴することになります。その中で出た貴重なご意見を参考にさせていただきながら、今後の行事、学校運営のところを見直すというところで、そのときの最良のものということを選択していくことが求められていきます。

いずれにいたしましても、児童が主役の運動会でございます。ですので、児童がどのような運動会を希望しているのかが最も大切ではないかなと思えますので、議員がおっしゃいました勝敗や種目につきましても、学校と児童が協力してつくり上げていくよい運動会にしていくことが重要ではと考えております。

以上でございます。

○9番 加藤裕子君

ありがとうございます。

今回のアンケートでは、平日開催、土日開催に対する意見をたくさんいただきましたところ、「平日開催がつまらない」という意見や、「平日開催でもいいが運動会後に授業を行う懸念」、そして、土日にしか休みが取れない保護者からは、土日開催を望む声が上がりました。

働き方改革がされる一方では、子どもたちの発達や子育てにおける心配点、不安が生じるなど、運動会に対する開催状況の見合わせが必要と感じました。

学校行事と一概にいっても、運動会のみならず、3学期に行われていた学習発表会に

については、授業参観方式ではなく、体育館での開催を希望される保護者が65.3%を占めておりました。

ここで、アンケートの中で最も多かったご意見を紹介させていただきます。

1つ目、年々行事が簡素化されているのが疑問、先生の働き方改革とはいえ、子どもたちの経験、学びをなくすのは違う気がします。

2つ目、コロナも5類に分類され、世間では様々なイベントが従来の形で開催されるようになりました。学校行事のみが以前のように行われたいのは寂しく、保護者も協力して、今までのように開催できることを希望します。

3つ目、世の中、コロナ前の経済にと頑張っているのに、学校側がこんなに消極的であると、子どもたちの未来まで消極的になってしまいます。もっと学校が盛り上げていかないといけないのではないのでしょうか。などの貴重な意見をいただきました。

コロナが5類に分類され、愛知県では特に産業の発展に力を入れ、産業を活性化し、交流人口を増やすとの取り組みを一層強化すると打ち出している中で、子どもたちの成長の場のみが変化しない現状は、いま一度考える時間となるでしょう。

そこで、発表会についてお尋ねいたします。

当町の教育方針において、子どもたちの成長の場をどのようにお考えでしょうか。

○教育部次長兼教育課長 館林久美君

それでは、当町の教育方針について、子どもたちの成長の場をどのように考えるかというところでお答えをさせていただきます。

子どもたちの成長の場につきましては、まずは家庭、地域、学校現場があると承知しております。ただ、今回については、学校現場でのお話をさせていただきたいと思います。

学校では、児童生徒は、全ての活動において成長する機会があると承知しております。教科の学習ではもちろんのこと、学校生活を送る中で、係活動、委員会活動、給食、清掃、部活動など様々な場面で成長の機会がございます。それらの場面では、知識の習得だけにとどまらず、思いやりや責任感、コミュニケーション能力や命や自然を愛する心の育成などの子どもの成長は多岐にわたるかと思います。

特に、今回、発表会、学校行事の場面では、成長が期待されることが多いかと思います。集団で協力して取り組む姿勢やその集団をまとめるリーダーとしての資質、自己肯定感、達成感などは、通常の教科の授業では得られないことではないかと思います。

成長の度合いというのは一人一人異なりますが、誰もが社会の一員としてしっかりと自立できるような成長の場、教育の場が提供できるように、蟹江町の各学校を支えていけたらと思っています。

以上でございます。

○9番 加藤裕子君

ありがとうございます。

広い場所での発表会は、子どもたちにとって自信をつなげることにつながり、時間をかけて仲間と一つのことに取り組むことにより、子どもたちにとってかけがえのない経験や財産になると思うとご意見された方もいらっしゃいました。

子どもが普通の生活とは違う環境で、発表や自己の能力を発揮することは、パフォーマンス力や人間力が養われることにつながると私自身も考えます。子どもたちにとって発表の場は、自他ともに成長できる貴重な場所であると言えるでしょう。

最後に、このような多数のご意見をいただいたことを受け、当町の教育方針として、今後どのような取り組みをされるご予定でしょうか。

○教育長 服部英生君

学校行事の蟹江町の教育方針ということでお尋ねをいただきました。

基本的には、先ほど来、次長のほうからいろいろなことを述べられておりますけれども、基本的にはそれと同じような形になるので、ご承知おきください。

まず、学校行事につきましてですが、学習指導要領において、各教科に並ぶ特別活動の一つとして記載をされております。その目標に示されている中には、特別活動全体の目標としては、集団や社会の形成者として、見方、考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら、集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、様々な資質、能力を育成することを目指すとされています。

その目標達成に向けて、各学校において、教育活動が推進されているところでございます。

一般に、教科書を教えるのではなく、教科書で教えるとよく言われますが、学校行事を通して、子どもたちに学ばせたい目標については先ほど述べましたが、じゃ、それを具体的にどのような形でやっていくのかにつきましては、それぞれの学校の独自性に委ねているところでございます。

各学校において、施設設備のハード面の違いだとか、全校児童数の違い、学年学級数の違い、年間計画における該当行事の取り扱いの時期、教師集団の行事に対する思い、育てたい子どもの姿、保護者や地域住民の声など、学校ごとで関係する要因は様々です。

これらを総合的に判断して、各学校が主体性に、独自性、地域性などに基づいて、実施時期や実施内容について決定しているところでございます。

教育委員会としましては、それらを、学校の独自性、主体性を大いに発揮してもらえるように支援、指導をしたいと考えております。

加藤議員のほうから、いろいろな様々な意見を受けてということがありました。大変ありがとうございます。次長のほうから申しましたように、年度末のほうに学校評価ということを各学校がしております。先ほど志治議員の話題にもありました。町内の校長さん方、地域と共にとということについては十分理解をされているはずですので、いろんな声を学校のほう

へ届けていただいて、子どもがよりよく育つように、保護者と学校の先生方がキャッチボールしながら、よりよい学校行事を進めていただけたらなということを申し述べて答弁にさせていただきます。

以上でございます。

○9番 加藤裕子君

分かりやすいご答弁ありがとうございました。

日本で運動会はいつ始まったのかとルーツを探ると、海軍学校、海軍兵学寮で、1874年、明治7年にあった競闘遊戯が起源とされているようです。短距離走や幅跳びなど、英国方式で開始されていたようです。

ほかにも神奈川県横須賀市で、造船所において技術を伝えるためにフランスから来日した技師と、日本の従業員が親睦を図るためであった慰安のために開かれた運動会が源流であったと考えられています。

その後の自由民権運動でも、活動家壮士たちが政府から弾圧されると、壮士運動会を開き、演説やデモに加え綱引きなどをしていたようです。

運動会の源流をひもとくと、かけっこやリレー、動きをそろえるダンスなどが主な種目となっている今と、随分様相が異なっていたことが分かります。運動が苦手でも楽しく体を動かすことができ、コミュニケーションが活性化するであろう。歴史を振り返り、体感して学び、再びたどり着いたのが運動会とは一体何なのかという疑問です。

運動能力を競うのか、レクリエーションを楽しむのか。現代の運動会を研究している関西大学の神谷教授によると、教員の多忙化に学校行事が縮小を迫られている。タイパ（時間的効率）やコスパ（費用対効果）など、見栄えも重視されがちであると述べています。

神谷教授によると、運動会は子どもたちの思いや願いを表現する場であると、改めて注目すべき行事だと指摘されています。

東日本大震災の被災地である学校でも、被災直後の運動会で、地域の願いでもある復興をテーマに掲げたことで、運動会には地域の祭りという側面もあり、地域のつながりがなくなる昨今、コミュニティーをつくる場として、学校と地域の橋渡しができる活動にもなると神谷教授は述べられています。

意味のある行動をするためには、忙しくても運動会をやることの意義を原点に戻り、やらなければならないことに追われがちな学校生活ではなく、時間を費やすのではあれば、子どもたちがやりたいと思える心に刻まれる学校行事になればと願います。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 水野智見君

以上で加藤裕子さんの1問目の質問を終わります。

ここで、政策推進課長の入場を許可いたします。

暫時休憩します。

(午後3時51分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後3時52分)

○議長 水野智見君

加藤裕子さんの2問目「国籍を越えて誰もが住みやすい町となるために」を許可いたします。

○9番 加藤裕子君

9番 新生クラブ 加藤裕子でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づき質問させていただきます。

「国籍を越えて誰もが住みやすい町となるために」。

女性進出の時代、キャノンでは、9月に初の女性取締役が誕生いたしました。また、来年6月に選挙を控えるメキシコで、初の女性大統領が誕生する見込みであり、貧困や不平等が是正される、メキシコは変わったと期待されています。

世界中で様々な女性による変革が行われようとしている中で、私も一人の女性議員として、女性らしい目線で、優しいまちづくりに努めてまいりたいと思っております。引き続きよろしくお願いいたします。

さて、関心が抱かれ、各地で様々な取り組みがなされている中で、現在、日本在住の外国人ランキング1位の東京における外国人が全体の19.7%を占めていることに対し、愛知県が全体の9.6%を占め、2位である現状を皆さんご存知でしょうか。

愛知県は、TOYOTAなどの車をつくっている会社が多くあり、そこで働く外国人が多く住んでいることが理由の一つとして挙げられます。中でも名古屋市は、市町村人口第5位以内にランクインしており、大都市としてもよく知られています。東京ほどではないものの、外国人への対応が進んでおり、電車やバスといった交通に関する案内やまちのインフォメーションにおいてもスムーズに対応ができる都市です。

物の生産地として有名な愛知県は、企業と企業をつなぐ拠点であり、経済の中心地として成長している段階であり、年々他の諸国から日本に移住する外国人の数は増加傾向にあり、働き方の改革や外国人労働者の雇用問題、また外国人交流人口を増やすことが経済の発展につながるとも言えるでしょう。

そこで、ベッドタウンである当町においても、外国人の流入が増加傾向にあります。当町の外国人支援については、今年30周年を迎えられたK I F A・かにえ国際交流友の会の皆さんによる「こんにちは」から始まる国際交流として、アットホームな環境で日本語を学ぶ日本語教室を開催されています。

また、当町へ移住してきた外国にルーツを持つ子どもたちへ、かにえ子ども日本語の会では、幼少期からの言葉に対する教育が大切であると、保育所ではプレスクール、小中学校においても日本語を学べるクラスを設置しており、他の市町村と比較しても日本語教育に努められていることは確かであります。

そこで、お尋ねいたします。

蟹江町では、多文化共生の構築に対し、どのようなことに力を入れられておりますか。

○政策推進課長 丹羽修治君

質問のありました蟹江町では多文化共生社会への構築に対し、どのようなことに力を入れているかについてお答えさせていただきます。

先ほど加藤議員もおっしゃられたとおり、当町では、多文化共生社会の実現を目指して、外国人住民と地域住民との相互理解や多文化共生について理解を深めるため、かにえ国際交流友の会と連携し、外国人住民が安心して暮らすことができる地域づくりに取り組んでおります。

また、一般社団法人かにえ子ども日本語の会と連携し、就学前や小中学校に通う外国にルーツを持つ子どもたちへの支援に取り組んでおります。

そして、子どもたちが異国の文化や言語を学び、現地の人と直接触れ合うことで視野を広め、国際的な感覚を身につけるほか、ホームステイを通じて相互理解を深めることができる姉妹都市交流にも取り組んでおります。

以上でございます。

○9番 加藤裕子君

ありがとうございます。

当町における外国語支援は素晴らしいものであり、多文化共生そのものであると言えるでしょう。

では、当町委託のかにえ子ども日本語の会ではいかがでしょうか。

文部科学省の2021年度の調査によると、県内に住む外国人は28万人であり、日本語指導が必要な外国人の児童生徒数は愛知県がトップの1万人です。当町における日本語指導が必要な子どもたちは年々増加しています。

人口減や働き手不足に悩む日本において、働き手としてやってきた外国人の子どもたちが教育から置き去りにされないようにと、かにえ子ども日本語の会では、夏休みにおける宿題サポートを実施されておりますが、日本人家庭でも他の市町に比べ多いとされている当町の夏休みの課題に対し、ボランティアスタッフの皆さんは、子どもたちに寄り添いながら課題を行うことはとても困難かと考えます。

そこで、当町のお考えをお聞かせください。

当町における夏休みの教育課題は、日本人と同様に、外国にルーツを持つ子どもたちにも

必要であると考えでしょうか。

○教育部次長兼教育課長 舘林久美君

それでは、夏休みの課題について、日本人と同量の必要性はあるのかというところでお答えをさせていただきたいと思います。

夏休みの課題につきましては、現在、外国籍の児童生徒につきましても、日本人の児童生徒と同じように出題されているということが現状でございます。

しかしながら、先ほど来、加藤議員のほうからもおっしゃっていますけれども、平成30年度から夏休み課題教室といたしまして、かにえ子ども日本語の会の皆様のお力をお借りしながら、その子どもたちに支援をさせていただいております。

この事業目的といたしましては、学校から出されます夏休みの課題の中でも、外国籍の児童生徒になじみのないポスターや工作、書道などの一般的に大物課題というものだと思うんですけども、そちらを取り組む場としております。

家庭での指導がもちろん困難だと思いますので、そちらに対して、それらの作品を完成させることで、与えられた課題に悩むことなく、日本人のみんなと同じように提出できるというような目的でサポートをさせていただいております。

委託先法人の方々には、外国籍の子どもたちが就学する前から、プレスクールという形で、就学時に困らない形で丁寧な指導を行っております。また、入学後も引き続き見守りを行っていただき、そこで生まれた信頼関係をしっかりと構築しながら、夏休みの期間、今年度は5回だったんですけども、毎週しっかりとサポートをしていただき、大変こちらといたしましてはありがたく思っております。

また、ご質問の外国籍の児童生徒が、日本人と同じ量の宿題が必要かどうかというところに関しましては、やはり、その外国籍の児童生徒でありましても、置かれた環境や習熟度というものは様々であるため、一概に結論づけるというところは少し難しいかなというふうに思っております。

また、当町が行っております、繰り返しになるんですけども、日本語指導員の学校への配置や課題教室などは、かにえ子ども日本語の会の皆様方の事業なんですけれども、ほかの市町にはない事業でございます。ですので、児童生徒、保護者のみならず、学校現場のほうからも、やはり大変ありがたいというところのお声をいただいているのが現状でございます。

以上です。

○9番 加藤裕子君

ありがとうございます。

習熟度は様々でございます。私自身も、異文化交流の目的とした団体、AFSというところに加入をし、留学生を受け入れ、現在11人目のホストマザーを行っております。

人口減や働き手不足に悩む日本に、働き手としてやってきた外国人の子どもたちの多くは

教育から置き去りにされています。今後、多文化共生の取り組みは必要不可欠であると考え
るため、外国人の方々が暮らしやすいまちとなるよう、生活に役立つ情報についてお尋ねい
たします。

日本語の分からない外国人の方々へ、どのような情報提供をされていますか。

○政策推進課長 丹羽修治君

ご質問のありました日本語が分からない外国人の方々へ、どのような情報を提供している
のかについてお答えさせていただきます。

外国人住民の方が理解しやすい情報提供として当町が取り組んでいることとしましては、
町ホームページの翻訳機能を使った多言語での情報発信とともに、母子健康手帳を10カ国語
で、また町指定ごみ袋の多言語標記やごみの分別と出し方を6カ国語で作成しております。
そのほか、ごみ分別アプリや防災情報アプリも多言語に対応しております。

また、外国人住民が地域で生活するために役立つ情報を集めた冊子「愛知県生活便利手帳」
を4カ国語版配置し、各相談窓口で活用しております。

以上でございます。

○9番 加藤裕子君

ありがとうございます。

ここで、一つ例を挙げて説明させていただきます。

先日、多文化共生推進プランを作成されている蒲安市へ出かけ、在住する全ての方が、暮
らしやすいまちと実感できるように、また、年齢や国籍にかかわらず、誰もが自らの意思に
基づき、個性と能力を十分に発揮できる活力あるまちづくりをされている様子を拝見いたし
ました。

生活に対するオリエンテーション動画や生活ガイドブック、外国人のためのメール配信サ
ービス、外国人相談窓口、フェイスブックからも情報をお届けされています。その様子は、
ペーパーレスにとっても有効的なQRコードを読み取るという方式を導入されています。

中でも、外国人相談窓口では、曜日を決めて通訳の方の設置や、通訳が不在の曜日は、K
O T O B A L というアプリで通訳のサービスを提供されていました。当町においては、か
にえ国際交流友の会の皆様のご協力をいただき、ボランティアで通訳をされている現状です。

今後、経済の発展とともに外国人移住者の増加を考えた上で、当町において、外国人相談
窓口の導入をどのようにお考えでしょうか。

○政策推進課長 丹羽修治君

質問のありました外国人相談窓口の導入についてお答えさせていただきます。

2018年に、人口減少により深刻化する人手不足への対応として、一定の専門性、技術を有
し、即戦力となる外国人を受け入れていくための在留資格「特定技能」が創設されるなどの
制度改正が行われ、蟹江町においても、外国人住民の増加が見込まれております。

また、日本で生活するに当たっては、文化や習慣の違いから困難に直面する場面があることは理解しております。

当町では、外国人住民への窓口と対応としまして、今年の8月から、外国住民の方々と円滑な意思疎通を図り適切な案内を行うため、A I 通訳機を導入しました。A I 通訳機を活用した多言語翻訳に対応できる窓口体制を整備することで、外国人住民に対する窓口サービスの向上を図ってまいります。

また、もし、相談窓口に迷われる場合には、政策推進課へご相談いただければふさわしい調整を取らせていただきますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○9番 加藤裕子君

ありがとうございます。

現在、当町における外国人口は5%を超えている現状です。

外国人窓口の導入をされた他の市町村では、0.8%から4%を下回る外国人人口に対して、積極的に総務省のコミュニケーション支援の補助金の活用により、多言語化相談体制の整備がされています。

本日、安藤議員のご指摘もありましたように、こども家庭庁による誰でも通園モデル事業に対しましても、言葉の壁があり、保育施設の利用ができないと訴える母親の声が新聞にも記載されています。

外国人の方に対し、分かりやすい情報提供が必要であると考えます。当町においても国の補助金等を活用し、多文化共生推進に向け検討する段階であると考えます。

ここで、町長にお尋ねいたします。

当町は、町長の明るくポジティブなお人柄により、2010年にアメリカ、イリノイ州マリオン市との姉妹都市提携がされ、国際交流にご尽力されたことに、国際交流に関心を持つ私は、町長をとともリスペクトしております。

国際交流に理解ある町長の先進的なお考えによって成長された当町の多文化共生社会について、今後どのようにお考えかお聞かせください。

○町長 横江淳一君

それでは、まず加藤議員のご質問にお答えしたいと思います。

過分なお褒めをいただきましてありがとうございます。決してそのようなタイプの人間ではありませんが、当町は、実は国際交流会のK I F Aさんは、もう30年になるわけでありまして、私も最初からのお付き合いがございました。

また、自動車会社に就職をしております、海外輸出の車の検査に関わっておりましたので、早い時期からの英語、外国語の必要性というのは感じていたわけではありますが、なかなか中学校、高校、大学と英語を勉強するわけでありませぬけれども、しゃべることができなく

非常に厳しい状況だな、これを見た上で、蟹江町で、国際的な感覚を持った子どもたちが増えたらすばらしいだろうなという考え方、本当にそれだけの1本の考え方で、友達を通じてイリノイ州マリオン市へたどり着き、今はコロナで若干交流が途絶えましたが、今年ですけれども、初めてメイヤーがこの町へやってきました。そういう意味で、来年度については、また、議員各位にいろいろお願いするわけではありますが、アメリカ、イリノイ州マリオン市へ行きたいなというふうに思っています。

また、先ほどから、数字も若干違うかも分かりませんが、私自身調べたんですけれども、12月の数字なんですけれども、蟹江町に外国人の方、1,963人おみえなんですね。その中で一番多い国籍の方がベトナムの方であります。2番目はフィリピンの方、3番目がブラジル、中国、韓国とずっと続くわけではありますが、46カ国の方が蟹江町で住民票の登録をしています。

働き場所は、蟹江町はもとより飛島や弥富、いわゆる工業地帯にあるこの地域、港、港湾も含めてでありますけれども、そういう皆さんが、先ほどからお話があったように、様々な資格を持って、今、日本に在留をしてみえるわけであります。

そういう方々とのつながりをしっかりつけていただいているのがK I F Aでありますし、また、K I F Aから波及をして、法人格を取られました日本語の会の川崎代表にも敬意を表するわけではありますが、早い時期に蟹江町は、外国にルーツを持つ子どもたち、その家族ですね。それとの関係を持っているということはやっています。

ただ、今ご指摘いただいたように窓口の対応、これがまだまだ不十分であるということは十分理解をさせていただいておりますし、マナーも外国人それぞれ違います。ルーツが違いますから、それぞれの習慣、風習も違います。それをしっかりと、やっぱり広報だとかいろんなものでお知らせをするということも必要な手だてではないのかな、こんなことを思っています。

その外国人の方が、必要な労働力、必要な頭脳として定住をしていただいて、この地域の繁栄、もとより日本の繁栄に寄与していただく可能性は十分ございますので、小さな町ではありますけれども、どんどん情報を発信して、外国の方が来やすい、働きやすい、滞在しやすい、そんなまちづくりをしていければ、このように考えてございます。

以上です。

○9番 加藤裕子君

ありがとうございます。

今、町長のお話にもありましたように、様々な方が当町にお住まいになられています。

その中で、生活習慣、ルールやマナーに対する意識づけを図っていくことも必要であると考えております。

現在、当町における外国人支援の一つとして、かにえ国際交流友の会が行っている日本語

教室においては、毎週土曜日、夜帯で開催がされており、私が今までホストをしておりました留学生たちも利用をさせていただいている現状でございます。

このすばらしい活動を、より多くの外国人の方へお知らせするためにも、導入に対し予算を必要としないフェイスブックの活用や当町のホームページ、外国人向けのメール配信をするなど、外国人のみならず、日本人の住人に対してもアピールしていくことで、互いが尊重し合える、意識改革ができる多文化共生社会と言えるのではないかと考えています。

当町に住む外国人の皆さんが困らないためのより効果的な情報提供を行うために、引き続きKIFA・かにえ国際交流友の会、日本語教室への交付金の見直しを求めます。

また、かにえ子ども日本語の会の日本語教育支援が、今後より円滑に行われ、日本で生まれた外国にルーツを持つ子どもたちのサポート体制の強化についても、見直していただけるようお願いを申し上げます。

当町において、外国人サポートを多年にわたりされていらっしゃる皆様へ、温かい志に感謝をし、皆さんがより住みやすいまちへと願いながら、私の本日の一般質問を終わらせていただきます。貴重な時間をいただきましてありがとうございました。

○議長 水野智見君

以上で加藤裕子さんの質問を終わります。

ここで、上下水道部長の退席と、安心安全課長、生涯学習課長の入場を許可します。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、本日はこれにて延会することに決定しました。

本日はこれにて延会します。

(午後4時18分)